

令和7年度保安統括者等会議 議事次第

1. 日時 令和7年5月8日（木） 13：30～15：00
2. 場所 札幌第1合同庁舎6階北 北海道経済産業局 601／602／603会議室
3. 議題
 - (1) 令和6年管内の保安状況について
 - (2) 令和6年度立入検査結果について
 - (3) 令和7年度鉱山保安監督のガイドラインについて
 - (4) 北海道地方鉱山保安協議会の議事概要について
 - ① 鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について
 - ② 火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の運用見直しについて
 - ③ 第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について
 - ④ 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について
 - ⑤ 全国鉱山保安表彰の見直しについて
 - ⑥ CCS事業法について
 - ⑦ 鉱山マネジメントシステムに関する一部見直しについて
 - (5) その他連絡事項
 - ① 令和6年度北海道地方鉱山保安表彰及び全国鉱山保安表彰について
 - ② 保安管理マスター制度について
 - ③ 鉱山保安に関する情報提供について
 - ④ 鉱山保安に係る手続・取り組み等について

令和 7 年度保安統括者等会議 資料一覧

○令和 7 年度保安統括者等会議 議事次第

- 資料 1－1 国内及び管内鉱山の現況（令和 6 年）
- 資料 1－2 鉱山災害等の発生状況（平成 26 年～令和 6 年）
- 資料 2 令和 6 年度立入検査の結果
- 資料 3－1 令和 7 年度鉱山保安監督のガイドラインの要点
- 資料 3－2 令和 7 年度鉱山保安監督のガイドライン
- 資料 4－0 令和 6 年度地方鉱山保安協議会議事次第
- 資料 4－1 鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について
- 資料 4－2 火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の運用見直しについて
- 資料 4－3 第 14 次鉱業労働災害防止計画の取組状況について
- 資料 4－4 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第 6 次）の取組状況について
- 資料 4－5 全国鉱山保安表彰の見直しについて
- 資料 4－6 CCS 事業法について
- 資料 4－7 鉱山マネジメントシステムに関する一部見直しについて
- 資料 5－1 令和 6 年度北海道地方鉱山保安表彰及び全国鉱山保安表彰について
- 資料 5－2 保安管理マスター制度について
- 資料 5－3 鉱山保安に関する情報提供について
- 資料 5－4 低濃度 PCB 処理に係るパンフレット
- 資料 5－5 長期無災害記録証の交付について

- 参考資料 1 保安図の提出について
- 参考資料 2 令和 7 年度北海道産業保安監督部（鉱山関係）行事予定
- 参考資料 3 災害発生時等の報告に関する事項について
- 参考資料 4 災害急報等連絡先電話番号

国内及び管内鉱山の現況（令和6年末）

北海道産業保安監督部

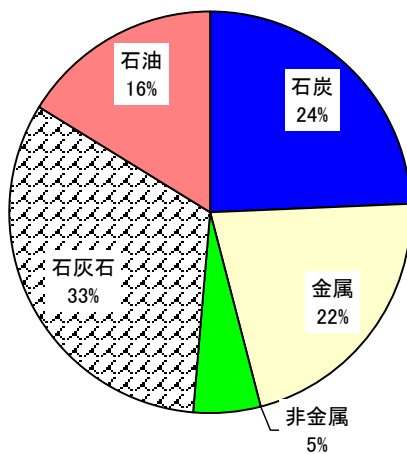
鉱山数

	石炭	亜炭	金属	非金属	石灰石	石油	計
全国	9	2	63	125	224	59	482
管内	9	—	8	2	12	6	37
対全国	100%	—	13%	2%	5%	10%	8%

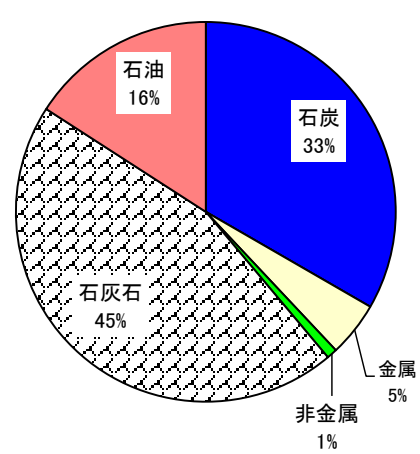
鉱山労働者数

	石炭	亜炭	金属	非金属	石灰石	石油	計
全国	300	7	1,569	1,332	6,388	1,437	11,033
管内	300	—	42	8	407	143	900
対全国	100%	—	3%	1%	6%	10%	8%

管内鉱種別鉱山数比率



管内鉱種別労働者数比率

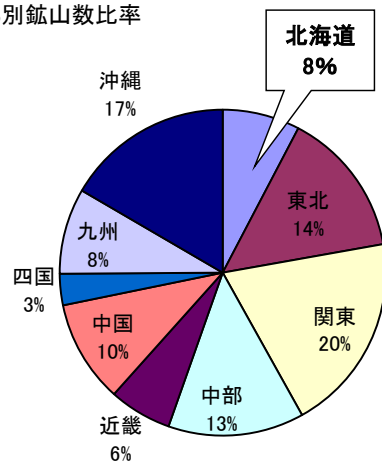


監督部・支部別 鉱山数等比率

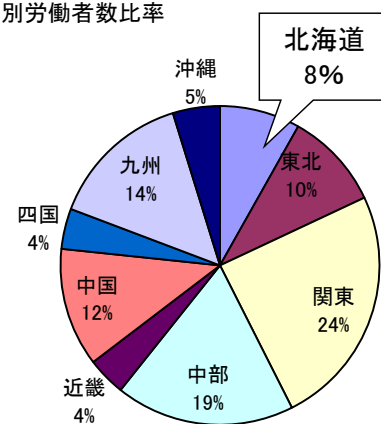
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
鉱山数	37	70	95	65	30	49	15	41	80	482
労働者数	900	1,088	2,707	2,004	432	1,327	452	1,596	527	11,033

※令和5年12月現在

監督部別鉱山数比率



監督部別労働者数比率



資料 1 - 2

I. 発生件数

全国		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
坑 内		3	0	7	5	9	2	7	4	1	3
坑 外		24	20	29	34	42	30	26	21	32	23
計		27	20	36	39	51	32	33	25	33	26

管内									
H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
2	0	2	2	0	0	2	1	0	1
1	1	0	0	1	1	2	1	4	1
3	1	2	2	1	1	4	2	4	2

II. 危 害

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発破・火薬類		6	2	1	4	6	3	4	0	3	6
火 災		2	1	6	6	9	8	6	7	4	5
運搬	車両系・自動車	3	3	7	6	3	5	0	2	3	1
	コンベア	2	3	5	4	3	1	3	1	4	5
	その他	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
機 械		1	0	1	1	0	0	1	4	3	1
取扱中器材・鋳物		3	2	5	1	2	2	8	0	4	1
墜 落		4	5	5	5	5	5	5	0	3	1
転 倒		1	0	3	1	5	2	3	3	5	4

管内									
H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
		落盤1	落盤2	風水雪害1			その他1		

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
死 亡		2	3	1	0	2	1	0	1	2	0
重 傷	4週間以上	8	9	19	17	11	10	13	6	13	9
	4週間未満	5	1	3	3	5	4	6	2	5	1
軽 傷		4	3	8	6	6	4	3	5	5	4
	計	19	16	31	26	24	19	22	14	25	14

管内									
H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
2	0	1	2	0	0	1	0	1	0
1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
0	0	1	0	0	1	1	1	1	2
3	0	2	2	0	1	3	2	3	2

度数率(全体)	0.86	0.75	1.46	1.26	1.19	0.95	1.10	0.71	1.27	0.71
度数率(重篤災害)	0.59	0.47	1.03	0.97	0.79	0.70	0.95	0.41	0.91	0.51

1.21	0.00	0.90	0.95	0.00	0.56	1.63	1.13	1.78	1.27
1.21	0.00	0.45	0.95	0.00	0.00	1.08	0.00	1.19	0.00

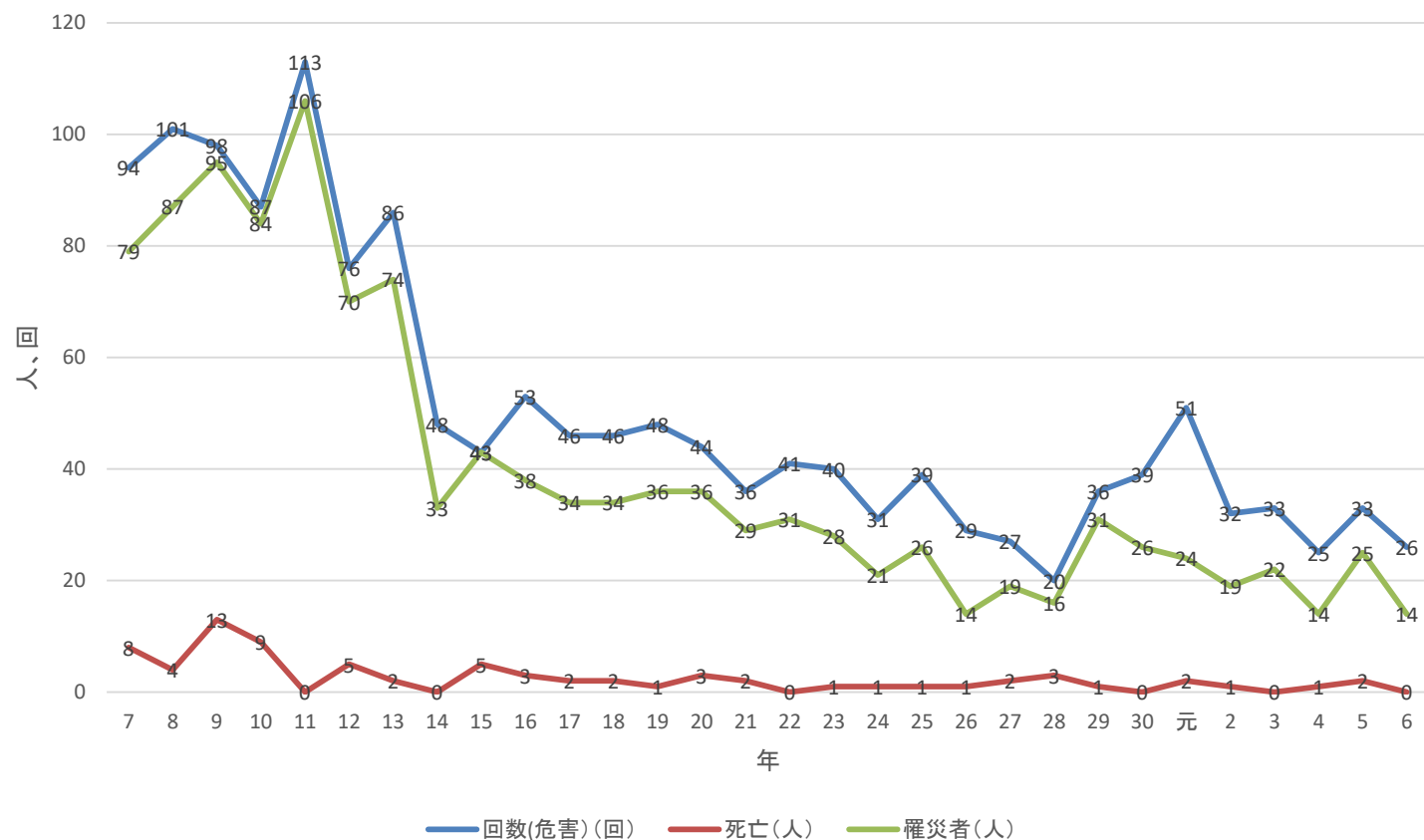
※重篤災害は、死亡を除く重傷以上の災害

III. 鉍害等

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
坑廢水	6	10	3	3	2	4	2	9	1	2
坑廢水(土壤)	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0
鎘煙	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
油的排出	0	0	2	1	1	0	2	0	0	0
劇毒物	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

[illegible]

全国における災害発生状況の推移(平成7年から令和6年)



令和6年度 立入検査の結果

資料2

○検査の実施件数

	種類	件数	うち検査概要(要改善)	
			鉱山数	件数
立入検査	保安検査	20	2	2
	鉱害等検査	15	0	0
	その他検査	32	3	5
特別検査		0		
特別措置法に基づく検査		4		

(注) 1. この他に補助金に関する検査等を実施
2. 検査件数は延べ数

○検査概要の指摘内容

1. 危害関係 (件数)

・現況調査の実施事項	0
・保安規程の記載事項 <要整備(検討)>	1
・保安規程の実施事項 <未実施・不十分>	0
[内訳] ①教育不足	0
②記録の不備	0
・法令手続き等(施業案、使用前検査)	1
・現場的事項	3
・その他	0

2. 鉱害関係・その他 (件数)

・保安規程の記載事項 <要整備(検討)>	0
・保安規程の記載事項 <未実施・不十分>	0
・現場的事項 [内訳] ①測定・記録	0
②維持・管理	3
・規制基準に係るもの	0

(注) 1. 件数は、検査概要で指摘した内容が対象

令和7年度 鉱山保安監督のガイドラインの要点

令和7年3月

経済産業省北海道産業保安監督部

第14次鉱業労働災害防止計画（以下、「14次計画」という。）の3年目として、鉱山関係者は自主保安の徹底、重大災害等に直結する露天掘採場の残壁対策や坑内の保安対策の推進、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策に万全を期すこととし、当部は「14次計画」を基本とし、併せて鉱害防止の観点から、令和7年度は、本ガイドラインに基づき立入検査・指導監督・情報提供等の機会を活用し以下の目標及び指標を達成すべく監督・指導を行うこととする。

I 災害及び鉱害を撲滅させる目標として

指標1：死亡災害をゼロとする。

指標2：災害を減少させる観点から、重傷災害、軽傷災害共にゼロとする。

指標3：鉱害の発生をゼロとする。

II 鉱山保安監督の重点項目

1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の深化

リスクアセスメント、マネジメントシステムの充実等の取組を引き続き推進するとともに、これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組むよう指導する。

2. 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

各鉱山の鉱山保安マネジメントシステムの取組を容易に行うことができるよう、ガイドブック等を利用して各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

3. 自主保安の徹底と安全文化の醸成

鉱業権者は保安の最高責任者として、保安統括者、保安管理者及び作業監督者等は保安管理体制の中核として及び鉱山労働者は自らも保安確保の一翼を担うものであることの自覚を持ち、自主保安の徹底を図るよう指導する。

4. 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

現場保安力の向上のための教育・学習の機会を設けるとともに、鉱山災害事例、鉱山保安情報等を活用し、継続的な保安教育の実施に努めるよう指導する。

5. 死亡災害及び重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

災害発生後に改めて行うリスクアセスメントの対応等は、徹底した原因究明と再発防止に努めるよう指導する。

リスクアセスメントの実施に当たって、重傷災害に繋がるリスクを低減させる措置として、施設の工学的対策等ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないための対策や、保安教育や保安水準・保安意識の向上等ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずるよう指導する。

6. 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

(資料 3－1)

不安全な箇所が適切に整備されているか等、リスクアセスメントの継続的な見直しの徹底とともに、安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を重視した教育の反復実施等により、鉱山災害の着実な減少を図るよう指導する。

7. 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

単独作業対策として、カメラやセンサーにより鉱山災害の未然防止や原因究明を行うことができる環境整備に努めるよう指導する。

8. 自然災害に係る防災対策の推進

近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、各種防災対策を講じるよう指導する。

9. 鉱害の防止

各種公害規制基準の遵守、採掘跡地及び集積場の覆土・植栽等の実施を指導するとともに、坑廃水処理を実施している休廃止金属鉱山等について、鉱害防止事業の実施に関する基本方針に基づく鉱害防止事業の計画的な取組を指導する。

10. 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

露天採掘場の残壁対策、坑内の保安対策等の実施を指導するとともに、デジタル技術の活用等による保安技術の向上に務めるよう指導する。

III 鉱山保安監督の進め方

監督の実施に当たっては、自主保安の徹底を基本とし、鉱山保安法令、保安規程等に基づく各遵守事項の監査に重点を置く。

また、鉱山のリスクアセスメントの充実、鉱山マネジメントの導入及び運用の一層の深化を図るため、災害等の情報の水平展開、各種ガイドブック、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供する。

令和7年度 鉱山保安監督のガイドライン

令和7年3月

経済産業省北海道産業保安監督部

経済産業省 北海道産業保安監督部（以下「当部」という。）職員は、鉱山の危害及び鉱害の撲滅のため、緊張感をもって業務を遂行し、鉱山保安行政の専門家として、鉱山の実態を的確に把握し、適切な監督、指導を行う。

また、鉱業権者、労働者等の関係者及び国が一体となった対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、鉱山保安行政の遂行に当たっては、国民の信頼と安心感を得るため、積極的に情報の提供に取り組む。

現行の鉱山保安法は、鉱山災害発生件数の減少や発生要因の変容等を背景に、国の関与を最小限のものとし、鉱山における保安確保に当たって民間の自主性を主体とする観点から、リスクマネジメントの手法を法体系の中に導入している。具体的には、鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）に対し、保安上の危険の把握（現況調査等の実施）とその結果に応じた措置の立案、実施、評価及び見直し（措置の保安規程への反映）を義務付けるとともに、経営トップが掲げる保安方針の下、PDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））サイクルにより、継続的な保安向上に繋げるための自主的取組を定着させることにより、各鉱山において自律した保安体制が構築されることを目指している。

第14次鉱業労働災害防止計画では、鉱山災害防止において鉱業を他の産業の模範とすべく、国は鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の一層の深化を図るための取組を重点的かつ継続的に実施する。

鉱山関係者は自主保安の徹底、重大災害等に直結する露天掘採場の残壁対策や坑内の保安対策の推進、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策に万全を期すこととしている。

【近年の管内災害発生状況】

管内における昨年、一昨年の災害発生状況は、以下のとおり

[令和5年]

災害:4件(重傷2件(転倒、運搬装置(ベルトコンベア)、軽傷1件(取中の器材・鉱物))、火災
鉱害:0件

[令和6年]

災害:2件(軽傷2件(転倒2件))
鉱害:0件

令和6年は、鉱石サンプリング作業において、鉱石の山から下りようとした際に塊石で躓き転

倒した災害、坑道拡大現場の坑道整理を行っていた時、古杵を側壁側へ寄せようと持ち上げた際に足元が滑って転倒した災害が発生した。

作業環境に対する注意力の不足や安全意識の希薄などが認められ、今後とも各鉱山において災害の撲滅に向けた保安確保への一層の取組が必要である。

当部は「第14次鉱業労働災害防止計画」を基本とし、併せて鉱害防止の観点から、令和7年度は、本ガイドラインに基づき立入検査・指導監督・情報提供等の機会を活用し以下の目標及び指標を達成すべく監督・指導を行うこととする。

I 目 標

各鉱山において、災害及び鉱害を撲滅させることを目指す。

当部管内において、第14次鉱業労働災害防止計画期間(5カ年間の平均)の目標指標を踏まえて、管内の目標とする指標は次のとおりとする。

指標1 : 死亡災害をゼロとする。

指標2 : 災害を減少させる観点から、重傷災害、軽傷災害共にゼロとする。

指標3 : 鉱害の発生をゼロとする。

II 鉱山保安監督の重点項目

1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の深化

鉱業権者が、次の2つの取組を引き続き推進するよう、自己点検チェックリストにより評価を行い指導する。

また、鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の一層の深化を図るため、これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組むよう指導する。

(1) リスクアセスメントの充実等

リスクアセスメントの充実と、その結果に応じた措置の立案、実施、評価及び見直しを繰り返し行う取組とを充実させるよう、具体的には、次に掲げる事項の継続的な実施。

- ① 潜在的な保安を害する要因を特定するための調査を十分に行い、これらによりもたらされるリスクを分析する。
- ② それぞれのリスクを評価し、リスクを低減させる措置を検討し実施する。
- ③ リスク分析及び評価の過程を関係者で共有するとともに、措置を講じた後の残留リスクについても適正に評価及び管理を行う。

(2) マネジメントシステムの充実等

鉱山保安マネジメントシステムの構築と、その有効化を図るため、次に掲げる事項を実施。

- ① 経営トップは、保安の確保を経営と一体のものとして捉え、保安方針を表明する。
- ② 保安目標について、達成に至る手段を具体的に立案可能で、達成度合いを客観的に評価可能なものとして設定する。
- ③ 保安目標達成のための具体的な実施事項とスケジュール等を年間の保安計画として策定する。

- ④ 保安目標の達成状況及び保安計画の実施状況について評価を行い、問題がある場合は、原因を調査し改善等を実施する。

2. 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

各鉱山の鉱山保安マネジメントシステムの取組を容易に行うことができるよう、ガイドブック等を利用して各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

3. 自主保安の徹底と安全文化の醸成

鉱業権者が、保安の最高責任者としての自覚を持って、また、鉱山労働者等が、自らも保安確保の一翼を担うものであるとの自覚を持って、次に掲げる点にそれぞれ留意し、自主保安の徹底を図るよう指導する。

(1) 鉱業権者

鉱業権者は、自ら設定した保安目標を達成するため、必要な人員及び予算を確保するとともに、鉱山労働者の保安意識を高揚させるための活動や、保安に関する知識及び技能の向上を図るための教育等を実施する。

特に、新規就労、若年者への保安教育の充実を図るほか、高齢労働者に配慮した災害の防止策を念頭に置く。

(2) 保安統括者、保安管理者及び作業監督者等

保安統括者、保安管理者及び作業監督者等は、鉱山における保安管理体制の中核として、それぞれの責任と権限に基づき、常に現場の保安状況を把握し、その職責の十分な遂行に努めるものとする。

(3) 鉱山労働者

鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成や見直しに反映するように努めるものとする。

4. 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

鉱業権者が、現場保安力の向上のため、鉱山災害事例や再発防止対策に関するガイドブック、鉱山保安情報等を活用し、継続的な保安教育の実施に努めるよう指導する。

5. 死亡災害及び重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

鉱業権者が、災害発生後に改めて行うリスクアセスメントの対応等は、徹底した原因究明と再発防止に努めるよう指導する。

鉱山災害の多くはヒューマンエラーによるものであり、その要因として、特に「危険軽視・慣れ」が多く挙げられている。鉱業権者は、リスクアセスメントの実施に当たって、人間特性についても十分に考慮し、機械や設備等の不具合により重傷災害に繋がるリスクを低減させる措置として、本質安全対策並びにフェールセーフ及びフールプルーフを考慮した施設の工学的対策の実施等、ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないようにするための対策を引き続き検討するとともに、保安規程や作業手順書の遵守指導等の保安教育の実施や、適正な労務管理等による現場全体の保安水準や保安意識の向上等、ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずるよう指導する。

6. 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

鉱業権者が、車両系鉱山機械の昇降時に使用する手摺りや足場、コンベアに設置している接触防止用のさく囲等、不安全な箇所が適切に整備されているか、また、作業箇所及び通行箇所における転倒の危険要因を点検して必要に応じ改善を施す等、リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行うとともに、運搬装置に取り付ける安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を一層重視した教育の反復実施等に努めることにより、鉱山災害の着実な減少を図るよう指導する。

また、近年施設の老朽化等に起因すると思われる火災などの災害が多発していることから、設備の点検・更新等について適切な実施を指導する。

7. 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

鉱業権者が、単独作業対策として、カメラやセンサーにより作業の記録や管理等を行うことにより、鉱山災害の未然防止や原因究明を容易に行うことができる環境の整備に努めるよう指導する。

8. 自然災害に係る防災対策の推進

鉱業権者が、近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽、鉱山道路、残壁、沈殿池等を点検し、必要に応じ鉱山労働者等に対し、避難場所の設定及び周知並びに定期的な避難訓練の実施等の防災対策を講じるよう指導する。

9. 鉱害の防止

坑廃水、鉱煙、騒音・振動に関する規制基準の遵守及びリスクが高いと認められる施設の保守状況を監督するほか、露天採掘については、採掘跡地及び集積場の覆土・植栽等の計画的な実施を指導する。

また、坑廃水処理を行っている休廃止金属鉱山等については、第6次鉱害防止事業の実施に関する基本方針に基づく鉱害防止事業の計画的な取組を指導する。

10. 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

(1) 露天採掘場の残壁対策

鉱業権者が、適切な露天採掘切羽を設定するとともに、残壁の安定化を図ることにより、鉱山災害の防止に努めるよう指導する。

(2) 坑内の保安対策

鉱業権者が、各鉱山の坑内構造の整備に努めるとともに、鉱山災害発生時の被害を最小限にとどめるため、所要の保安施設の整備や有効な退避訓練及び救護訓練の実施に努めるよう、また、適切な呼吸用保護具、防じんマスクの顔面への密着性の確認の実施等について確実な実施を指導する。

(3) 外国人労働者及び研修生に配慮した災害防止対策の実施を指導する。

(4) 作業環境の整備

鉱業権者が、粉じんの防止、有害ガス対策、坑内温度調節、坑内照明の改善等、作業環境の整備に積極的に努め、特に、粉じん防止対策については、集じん装置の適正配置、効率的な散水の励行、粉じん発生装置の密閉化等、坑内外における作業環境改善対策の一層の推進に努めるよう指導する。

(5) デジタル技術の活用等による保安技術の向上

鉱業権者が、ヒューマンエラーが発生し得ることを考慮し、車両系鉱山機械、自動車、コンベア等の鉱山災害の発生頻度が高い運搬装置にデジタル技術を活用した安全装置を取り付ける等、鉱山災害の防止に効果的なハード面の対策を一層推進するように努めるよう指導する。

(6) 低濃度PCB含有電気工作物の期限内の確実な処理を指導する。

Ⅲ 鉱山保安監督の進め方

1. 保安検査の基本方針

監督の実施に当たっては、自主保安の徹底を基本とし、鉱山保安法令、保安規程等に基づく各遵守事項の監査に重点を置くものとする。

2. 保安検査の重点項目

経営トップが掲げる保安方針の下、PDCAサイクルにより、継続的な保安水準の向上に向けて、各鉱山が自律した保安体制が構築できることを目指す。

3. 情報の提供

鉱山における災害・事故・鉱害情報の水平展開を図り、鉱山及び他の監督部等と連携して災害等の情報を共有化する。

自主保安の向上に資する人づくりへの取組の支援のため、鉱山労働者等を対象に、外部専門家を活用した保安指導及び研修を必要に応じ実施するとともに、高年齢の鉱山労働者に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和二年三月厚生労働省策定)の内容の周知を図る。

また、鉱山のリスクアセスメントの充実、鉱山マネジメントの導入及び運用の一層の深化を図るため、災害等の情報の水平展開に加え、各種ガイドブック、優良事例集、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供する。

令和 6 年度北海道地方鉱山保安協議会 議事次第

令和 7 年 3 月 2 1 日(金) 13:30～15:00

札幌第一合同庁舎 4 階南

北海道経済産業局特別会議室及びオンライン
(Microsoft Teams 使用)

1. 開会

2. 北海道地方鉱山保安協議会委員 紹介

3. 北海道産業保安監督部長 挨拶

4. 議 事

[報告・連絡事項]

(1) 令和 6 年度管内の保安状況について

(2) 中央鉱山保安協議会の議事報告について

- ・ 鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について
- ・ 火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の運用見直しについて
- ・ 鉱山保安マネジメントシステムに関する一部見直しについて
- ・ 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第 6 次）の取組状況について
- ・ 第 1 4 次鉱業労働災害防止計画の取組状況について
- ・ 全国鉱山保安表彰の見直しについて
- ・ C C S 事業法について

(3) 令和 7 年度鉱山保安監督のガイドラインについて

(4) その他報告事項

- ・ 令和 6 年度管内の保安週間行事等について
- ・ 令和 7 年度北海道産業保安監督部（鉱山関係）行事計画
- ・ その他

5. 質疑

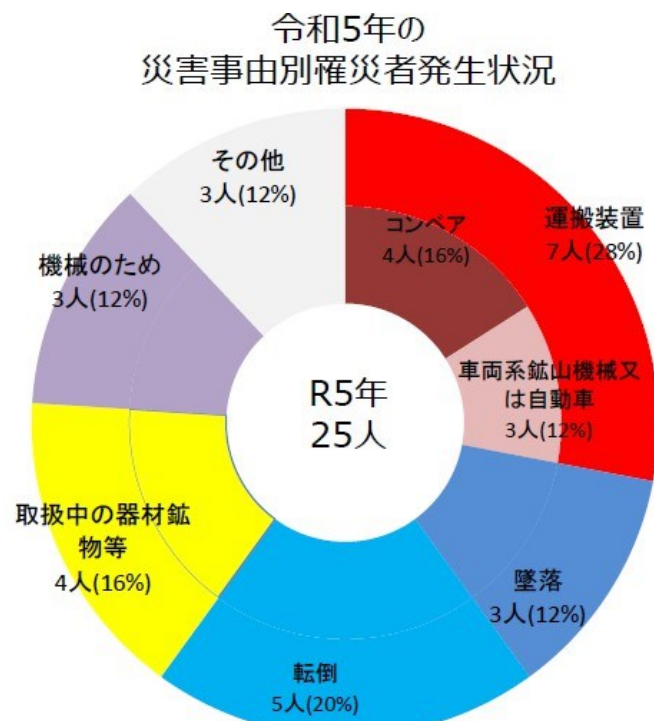
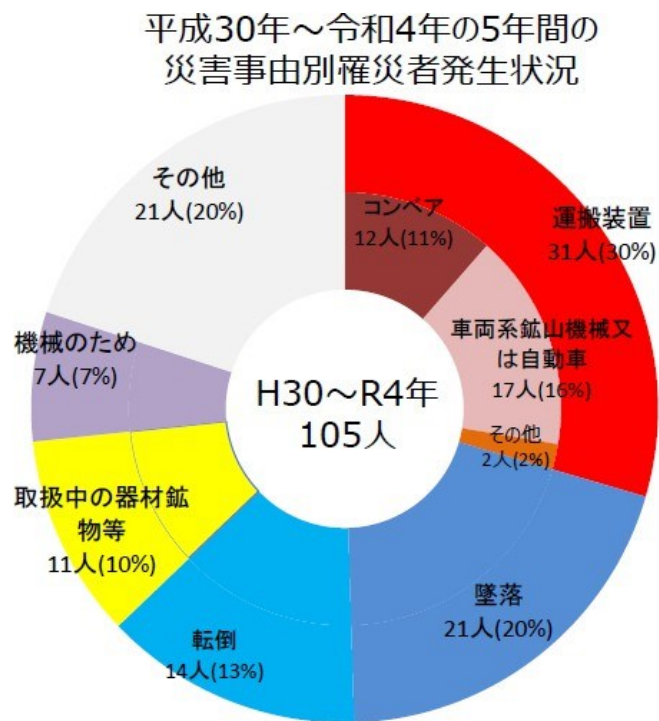
6. 閉会

鉱山における高頻発災害の現状と 対応の方向性について

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

1. 近年における墜落、挟まれ・巻き込まれに係る災害発生状況（罹災者数の推移）

- 平成30年～令和5年の墜落災害は計24件発生（うち21件が重傷）、挟まれ・巻き込まれに係る災害は計16件発生（うち14件が重傷）しており、いずれも重篤な罹災者が発生。
- 墜落、挟まれ・巻き込まれ災害のいずれも、主な発生原因は、「作業手順書の不遵守」が多く、また、「作業手順書の不備」や「教育不十分」、「安全柵等の設置不備」や「表示の設置不十分」などが挙げられる。



（参考）労働安全衛生法令等における近年の安全規制の主な見直し状況

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る事案は、鉱山以外の一般事業場においても発生しており、労働安全衛生法令等において危険防止措置が講じられているが、近年、安全規制の一部見直しが行われている。
- 【墜落関係】国際基準に適合したフルハーネス型の墜落制止用器具の使用義務化 等
- 【挟まれ・巻き込まれ関係】「隔離」及び「停止」を原則とした措置の実施 等

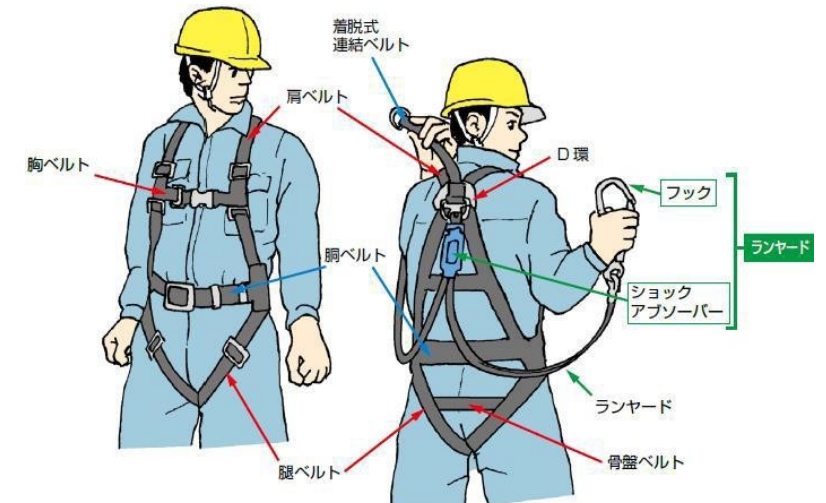
労働安全衛生法令等における危険防止措置と主な見直し

【墜落関係】

- 墜落時の身体保護の観点から、胴ベルト型ではなく、国際基準に適合したフルハーネス型の墜落制止用器具に係る構造等の規格を新たに制定。当該墜落制止用器具の使用や当該作業に係る教育の実施等を義務化。

【挟まれ・巻き込まれ関係】

- 機械の稼働範囲には、覆い、囲い等を設けて身体の一部が入らないようにする「隔離」、機械の掃除等やむを得ず機械の稼働範囲内で作業を行う必要がある場合は、機械を完全に停止させてからこれらの作業を行う「停止」を原則とし、安全対策の周知を継続的に実施。



フルハーネス型墜落制止用器具

2. 今後の取り組むべき方向性① 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る規定類の見直し

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに対する対応としては、鉱山保安法令において、鉱業権者及び鉱山労働者に対する必要な保安確保に係る義務が規定されているが、事業者における自主保安の取組の推進をより促していくため、保安規程の記載内容や技術指針の記載内容として以下の対応を行う。

	見直しの観点
鉱山保安法施行規則 (保安規程) 第40条	【保安規程の記載事項に「挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」を追加】 保安規程の記載事項について、「高所作業場からの墜落防止」と同様、<u>「挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」を明示的に例示し、「墜落」と同様に、「挟まれ・巻き込まれ」の安全対策についても、保安規程の位置づけでの検討を促す。</u>
鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規） 第2章 共通の技術基準 (第3条関係)	【技術指針に墜落対策、挟まれ・巻き込まれ対策の安全措置の例示を追加】 <u>技術基準省令を満たす安全要求事項に関して、①墜落対策、②挟まれ・巻き込まれ対策の内容が労働安全衛生規則等に基づく安全措置の内容の水準であることを明示するため、技術指針にその主な部分を例示的に規定する。</u> 【参考】労働安全衛生法における墜落、挟まれ・巻き込まれに関する規定 (墜落防止関係) ○労働安全衛生規則に基づく、墜落による危険の防止のための、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う作業床等（ただし、作業床等を設けることが困難なときは、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること）。 (挟まれ・巻き込まれ防止関係) ○労働安全衛生規則に基づく機械の原動機等の覆い等、コンベアの非常停止装置。 他

2. 今後の取り組むべき方向性② 各主体で取り組むべき内容

- 墜落、挟まれ・巻き込まれに係る事案の削減のため、引き続き各主体に対して以下の取組を求めていく。

各主体	取り組む主な事項
鉱業権者 鉱山労働者	○ <u>保安関連情報の積極的な収集及び現況調査の適時・適切な実施によって保安関連の状況を確認・評価し、必要に応じ、保安規程等に反映するなど、自主保安を前提に保安確保の向上に向けた鉱山保安マネジメントシステムの一層の向上</u>に取り組むこと。 ○ 教育等については、<u>鉱山労働者が正しくかつ適切にその内容を理解しているかを確認</u>すること。 ○ <u>保安確保のための安全確認や作業の中断は、作業の安全性を高める行為として推奨されるべき行為であるという意識の醸成。</u>
業界団体	○ <u>各会員企業等に対し必要な保安関連情報を収集・提供</u>するとともに、<u>業界全体としての保安確保の維持・向上の取組を継続する。</u>
行政	○ 保安確保に向けた鉱山における各事業者の取組状況に応じ、保安関連情報の提供や、鉱山の実状を踏まえたきめ細かい指導を行う。

(参考) 鉱山等安全対策検討委員会

【委員等名簿】

(委員) 高木 元也 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員
東瀬 朗 新潟大学 工学部工学科工学部協創経営プログラム 大学院自然科学研究科材料生産システム
専攻社会システム工学コース 准教授・博士 (システムデザイン・マネジメント学)
大田 真治 S O M P O リスクマネジメント株式会社 賠償・労災グループ グループリーダー

(オブザーバー) 石灰石鉱業協会
天然ガス鉱業会
日本鉱業協会
一般財団法人カーボンフロンティア機構経
済産業省関東東北産業保安監督部経
済産業省中部近畿産業保安監督部
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

(事務局) S O M P O リスクマネジメント株式会社

【検討経過】

- 第1回 日時：平成6年10月18日(金) 13:30～15:30
議題：労働安全衛生法令等での安全規制の動向等を踏まえた鉱山保安法令等での対応の方向性について
- 第2回 日時：令和6年12月24日(火) 14:00～17:00
議題：鉱山ヒアリング結果概要報告、業界団体における取り組み状況の紹介、措置の方向性(案)
- 第3回 日時：令和7年2月4日(火)～2月10日(月) (書面審議)
議題：報告書案について

火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の 運用見直しについて

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

鉱山における火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）について

- 鉱山においては、火薬類取扱所の盗難防止措置として、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において、「見張人を常時配置する場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること」が、また、同技術指針において、その具体的な要件が規定されている。

○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令
(火薬類取扱所)

第四十条 火薬類取扱所の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 坑外の火薬類取扱所においては、次のとおりとする。

八 火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

3 坑内の火薬類取扱所においては、前項第二号八及び第三号から第七号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

七 坑口の付近に設置された坑内の火薬類取扱所には、火薬類の盗難を防止するため、火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること。

○ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）

第31章 火薬類取扱所（第40条関係）

10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

- (1) 警鳴装置は、火薬類取扱所の扉が開いたとき又は扉に振動を与えたとき、警報が鳴る機能を有する装置であること。
- (2) 回路線が切断又は短絡した場合には、警報する装置が備えられていること。
- (3) 警鳴音量は、警鳴部及び本体から1mの距離で80 dB以上であること。
- (4) 火薬類取扱所内に配線し電流を流す場合は、10 mA以下であること。ただし、電流により発火又は爆発するおそれがない火薬類のみを存置する場合には、2 Aまでとして差し支えない。
- (5) 警鳴装置の本体は、鉱業事務所等常時人のいる箇所に設置されていること。
- (6) 警鳴部は、火薬類取扱所の境界内に設置されていること。
- (7) 警鳴装置の作動状況をテストできる回路を有し、スイッチを入れたとき警報が鳴る回路が設けられていること。
- (8) 落雷等異常電流に対する保安装置が、避雷装置とは別に設けられていること。

(参考) 火薬類取締法令・通達における火薬庫の盗難防止措置

●火薬類取締法では、一般の火薬庫等の警鳴装置について、例示基準（貯蔵）が令和元年に改訂され「JIS K4832（2018）」が引用されている。同規格は警鳴装置の構造等を詳細に定めるとともに、以下のようにより広い技術の活用が想定されたものとなっている。

- ①感知部として、振動感知式・断線感知式だけでなく、赤外線感知式やその他同等のものが規定されている
- ②警鳴部からの警報を、電話、電子メールなどで遠隔の管理者に通知することが規定されている 等

⇒**鉱山での火薬類取扱所の警鳴装置として、より広い技術の活用を可能とし、また交換部品等の調達が容易になるよう、鉱山保安法技術指針で、従前定めていた項目に加え、「JIS K4832(2018)」に基づくものも適合していることを示すこととしたい。**

○日本産業規格 JIS K 4832「火薬類の盗難防止設備の要求事項」

<<3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置（抄）>>

3.4.1 自動警報装置の種類及び構造

c)感知部の感知の型式 感知部の感知の型式は、次のとおりとする。

- 1)断線感知式 (後略)
- 2)断線短絡感知式 (後略)
- 3)振動感知式 (後略)
- 4)赤外線感知式 (後略)
- 5)その他 1)～4)以外の型式のもので、侵入者の感知、火薬庫の壁面の破壊の感知など盗難防止の効果が、1)～4)と同等以上のもの。

3.4.2 自動警報装置の設置

自動警報装置の設置については、次による。

a)～b) (略)

c) 報知部は、管理者が常駐する場所に設置し、警鳴部からの警報を、警報器、電話、電子メールなどで、直ちに、かつ、確実に管理者に通知する。また、常駐する管理者が管理責任者の指示する者又は代理人である場合は、直ちに、管理責任者に連絡する。

第 1 4 次鉱業労働災害防止計画の 取組状況について

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の概要①

I. 目標

各鉱山においては、

鉱山災害を撲滅 させる
ことを目指す。

全鉱山における鉱山災害の発生状況として、

計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1：毎年**の死亡災害は0（ゼロ）**

指標2：5年間の平均で、**鉱山災害の度数率0.70以下**

指標3：5年間の平均で、**重傷災害の度数率0.50以下**

注）度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数
鉱山災害：休業日数が3日以上災害重
傷災害：死亡災害を除く休業日数が
2週間以上の鉱山災害

II. 主要な対策事項

1 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

① 鉱山保安マネジメントシステム導入・運用の深化

- ・ 鉱業権者は、リスクアセスメントやマネジメントシステムの充実等の取組を引き続き推進する。これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組む。
- ・ 国及び鉱業権者は、引き続き自己点検チェックリストにより毎年適切に評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を講ずる。
- ・ 国は、自己点検チェックリストの見直しを行い、全ての鉱山で取り組むよう鉱業権者に促す。

また、必要に応じ鉱山保安マネジメントシステム導入のための手引書を見直すとともに、具体的な実施方法に関する助言や優良事例についての情報提供の充実等を引き続き図る。

② 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

- ・ 国は、情報提供ツールを充実させるとともに、各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

2 自主保安の推進と安全文化の醸成

① 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- ・ 保安統括者、保安管理者及び作業監督者は、鉱山における保安管理体制の中核として、常に現場の保安状況を把握し、その職責の十分な遂行に努める。
- ・ 鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成や見直しに反映するように努める。
- ・ 鉱業関係団体は、「保安管理マスター制度」の運用や改善を始めとした自主保安体制強化のための取組等、鉱山災害防止活動を積極的に実施する。

② 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成

- ・ 経営トップは、保安方針を表明するとともに鉱山における保安活動を主導し、鉱山に関わる全ての者が保安に関する情報に通じ、保安活動に参画できる環境作りに努める。

③ 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

- ・ 鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育並びに保安技術及び知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が情報提供している鉱山災害事例等を活用し、継続的な保安教育の実施に努める。
- ・ 国は、外部専門家を活用した保安指導や鉱山労働者等を対象とした各種研修の実施等に取り組む。
- ・ 鉱業関係団体は、危険体感教育に関する情報を提供する。

第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の概要②

Ⅱ. 主要な対策事項

3 個別対策の推進

① 死亡災害・重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

- ・ 鉱業権者は、徹底した原因究明と再発防止に努める。また、ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないようにするための対策を引き続き検討するとともに、ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずる。
- ・ 国は、鉱山災害情報を分かりやすく整理及び分析を行い、情報提供を積極的に行う。

② 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

- ・ 鉱業権者は、リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行うとともに、運搬装置に取り付ける安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を一層重視した教育の反復実施等に努めることにより、鉱山災害の着実な減少を図る。
- ・ 国は、鉱山災害事例等を活用し、きめ細かな助言や情報提供を行う。特に運搬装置に取り付ける安全装置や自動運転による運搬装置の無人化への取組等について最新の情報を収集し、情報提供を行う。

③ 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

- ・ 国は、鉱山労働者のうちとりわけ経験年数が少ない者や高齢者が罹災する可能性が高いことから、鉱業関係団体等と連携及び協働し、当該鉱山労働者の罹災を減少させるために鉱業権者や鉱山労働者が活用できる教育ツール等を作成する。
- ・ 鉱業権者は、単独作業対策として、カメラ、センサーによる作業の記録や管理等により、鉱山災害の未然防止や原因究明を容易に行うことができる環境の整備に努める。

④ 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進

- ・ 国は、発生状況の違いについても情報収集を行い、全国横断的な鉱業関係団体に加えて、地域の鉱業関係団体とも連携しつつ、保安向上のための情報共有や保安教育の機会を設けるなどの取組を進める。

⑤ 自然災害に係る防災対策の推進

- ・ 鉱業権者は、近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽等を点検し、必要に応じ鉱山労働者等に対し、避難場所の設定及び周知並びに定期的な避難訓練の実施等の防災対策を講ずる。また、自然災害発生後に操業を再開する際には、露天採掘切羽等を綿密に点検し、二次災害の防止を図る。

4 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

① 基盤的な保安対策

- ・ 鉱業権者は、次に掲げる基盤的な保安対策を推進する。
(1) 露天掘採場の残壁対策 (2) 坑内の保安対策
(3) 作業環境の整備

② デジタル技術の活用等による保安技術の向上

- ・ 鉱業権者は、運搬装置にデジタル技術を活用した安全装置を取り付ける等、鉱山災害の防止に効果的なハード面の対策を一層推進するよう努める。
- ・ 国は、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供することにより、その実地への適用を推進する。

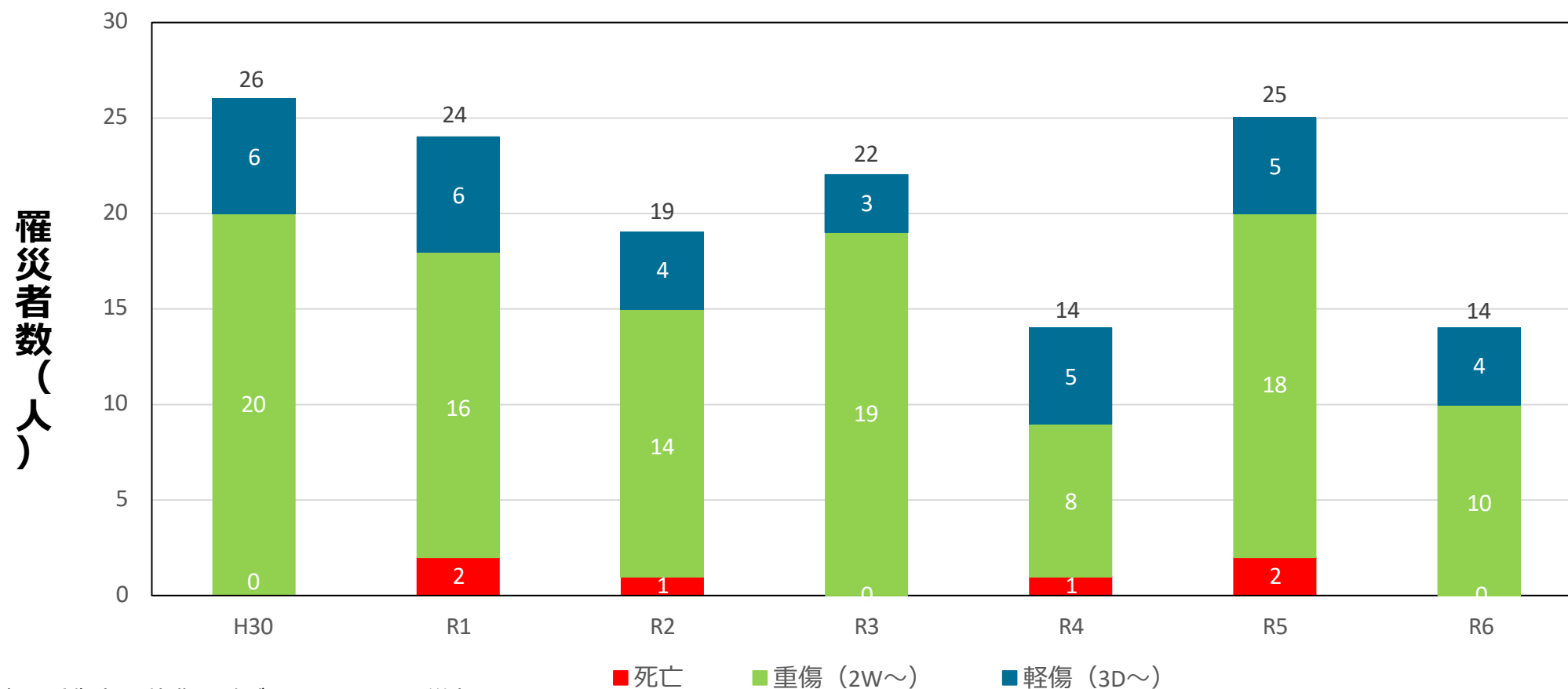
5 中小規模の鉱山における保安確保の推進

- ・ 国及び鉱業関係団体は、中央労働災害防止協会の支援制度の活用や、地域単位で鉱山の関係者が行う保安力向上のための情報交換、大規模の鉱山による保安レベルの底上げのための積極的な取組等が中小規模の鉱山において円滑に行われるよう、きめ細かな対応を行う。

近年における災害発生状況（罹災者数の推移）

- 平成30年～令和4年の罹災者数は、比較的減少傾向であったが、令和5年の罹災者数は、令和4年に比べて増加し、そのうち死亡災害が2件発生。
- 令和6年は3年ぶりに死亡災害がゼロとなり、罹災者数は、令和5年に比べて11名減少。

罹災者数の推移



注：重傷者：休業日数が2週間以上の罹災者
軽傷者：休業日数が3日以上2週間未満の罹災者

出典：鉾山保安統計年報、鉾山保安統計月報

近年における災害発生状況（度数率の推移）

- 度数率※1

令和6年の単年度の度数率は0.71。

令和5年～6年の平均度数率は0.99であることから、現在のところ目標未達。（14次計画中の目標は年平均で0.70以下）

- 重傷災害※2の度数率

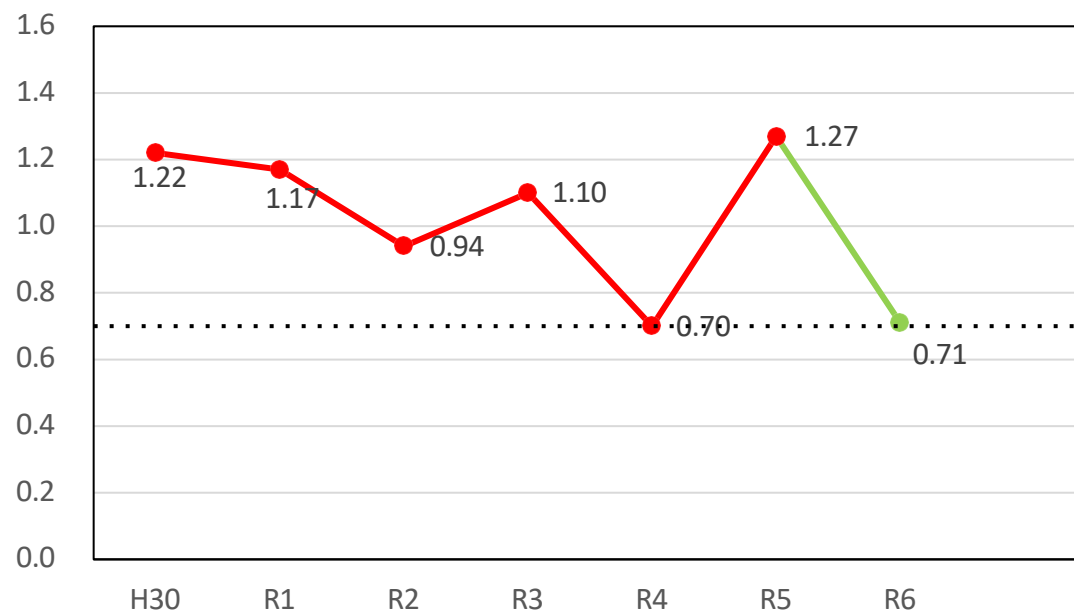
令和6年度単年度の重傷災害の度数率は0.51。

令和5年～6年の平均度数率は0.71であることから、現在のところ目標未達。（14次計画中の目標は年平均で0.50以下）

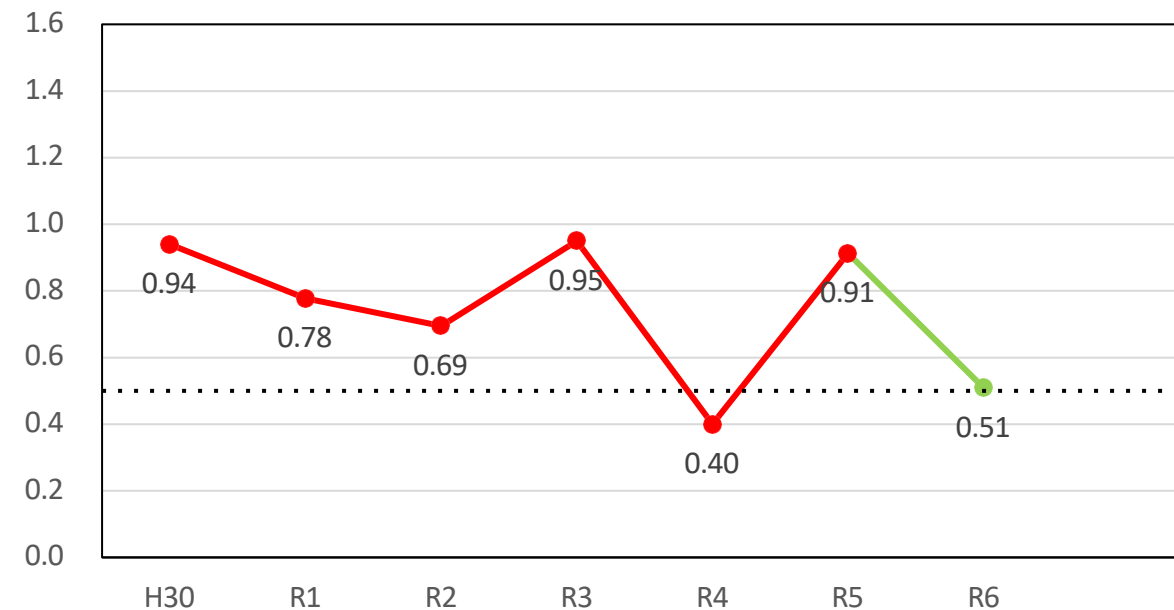
※1 度数率 ： 稼働延百万時間当たり罹災者数

※2 重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害

度数率の推移



重傷災害の度数率の推移

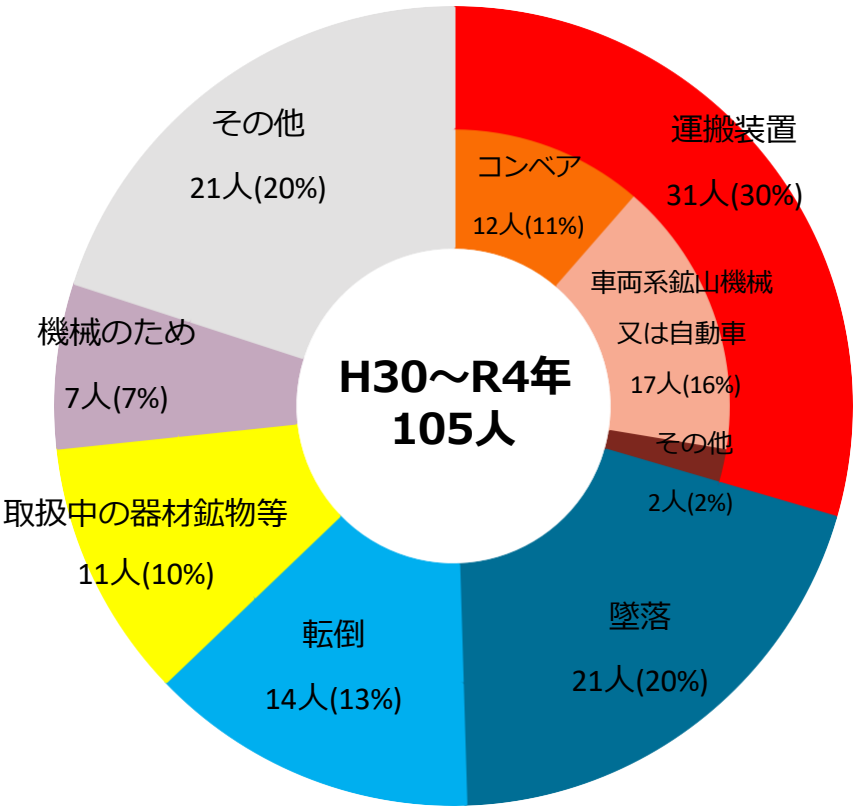


出典：鉱山保安統計年報、鉱山保安統計月報

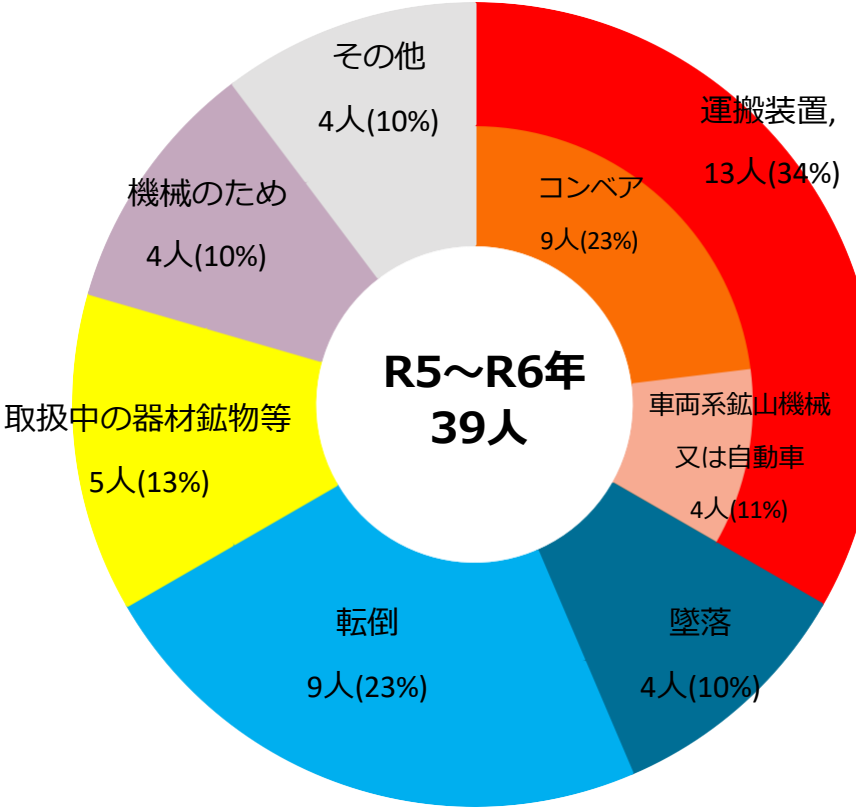
発生頻度の高い災害（事由別罹災者数の割合）

- 「運搬装置（コンベア）」や「転倒」による罹災者の割合が増加傾向にある。

平成30年～令和4年の5年間の
災害事由別罹災者発生状況



令和5年～令和6年の2年間の
災害事由別罹災者発生状況



近年の災害事例①

運搬装置のため（コンベアのため）（坑外）

■災害の概要

発生日時	令和6年3月27日（水）10時35分頃
罹災者情報	22歳、プラント作業員、直轄、勤続年数・担当職経験年数1年7ヶ月
災害概要	・罹災者は碎石プラントの集じん機排出口のスクリーコンベアの停止を発見。 ・粉じんの詰まりが原因と考え、電源入の状態では本体をハンマーで打撃したところ、突然動き出したチェーンとスプロケット回転部に右手薬指を挟まれ第一関節を切断。

■原因と対策

罹災者の作業手順の認識不足や教育不足のほか、詰まり復旧作業に関する作業手順書の未作成、原動機チェーン駆動部のカバー及び表示の未設置であった。

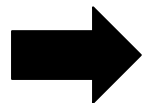
→スクリーコンベア等に関する安全作業手順書を作成し、鉱山労働者に周知。

→原動機チェーン駆動部のカバーの設置や非常停止装置（引き網式停止スイッチ）の設置。



罹災状況（再現）

対策



原動機チェーン駆動部カバー



引き網 非常停止装置
非常停止装置及び引き網

近年の災害事例②

墜落（坑外）

■災害の概要

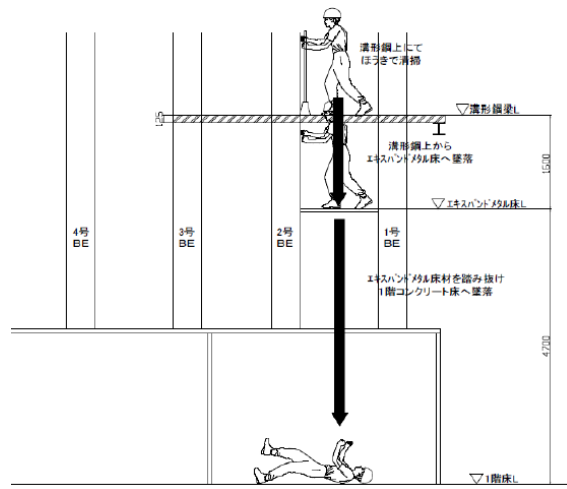
発生日時	令和5年3月27日（月）10時30分頃
罹災者情報	53歳、選鉱員、直轄、勤続年数・担当職経験年数33年2ヶ月
概要	・罹災者は選鉱場内で清掃中、梁上の堆積粉じん（清掃範囲外）が気になり、手すりを乗り越え梁上を移動。 ・別の道具を取りに方向転換した際、バランスを崩し、梁から1.6m下の下段デッキへ落下。さらに、エキスパンドメタルを突き抜け、4.7m下の1階コンクリート床に墜落し、胸椎及び頸椎を骨折。

■原因と対策

①作業員への立入禁止箇所の周知、立入禁止措置が不徹底であった。②作業標準に定められた墜落制止用器具を装着せず、墜落の恐れがある箇所に侵入した（幅65mmの梁上を移動）。③清掃作業範囲の周知や高所作業時の対応を指示していなかった。

→立入禁止箇所にロープと警標を設置。また、歩廊・点検デッキのエキスパンドメタル床の点検・補修。

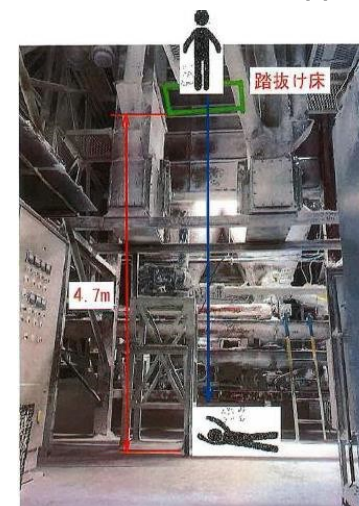
→作業場所・範囲等を明確にすることや、墜落の恐れのある箇所では作業しない等手順を改定し、保安教育等により周知。



罹災箇所状況図（側面図）



災害時状況①



災害時状況②

近年の災害事例③

転倒（坑外）

■災害の概要

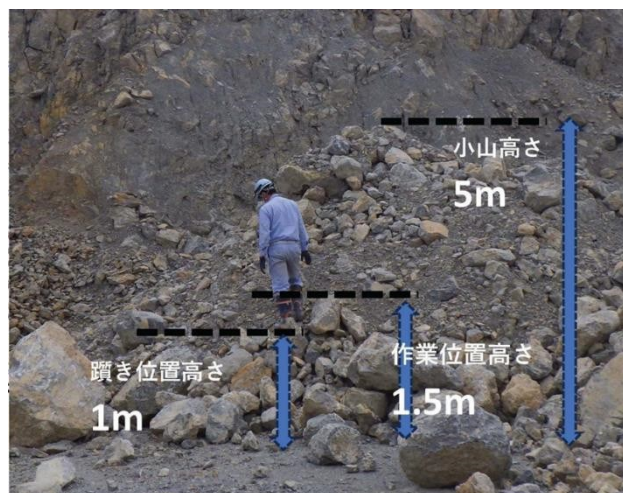
発生日時	令和6年9月9日（月）16時20分頃
罹災者情報	21歳、採鉱係員、直轄、勤続年数・担当職経験年数3年
災害概要	・罹災者は小山（高さ5m程度）に登り、高さ1.5m位の箇所で1～2kg程度の量の原石サンプリングを行い、採取終了後、サンプリング袋を手にした状態で小山を下ろうとした際、高さ1m位のところでつまずいて転倒。 ・両手を石に突いた際の衝撃等で負傷した。

■原因と対策

歩行箇所に大小様々な石があり足下が悪く、作業者の足下の注意も不足していた。また、サンプリングに関して作業内容を明確に定めた標準書がなかった。

→サンプリング用の小山は「重機で返して平らにし高さは約1m以下」とし、塊石は事前にどかすことをルール化し徹底。

→サンプリング作業に関する作業標準書を作成し従業員に周知。また、作業員全員に対し転倒災害防止に関する安全教育の実施。



罹災状況（再現）①



罹災状況（再現）②



罹災状況（再現）③

保安管理マスター制度に係る取組

- 鉱業関係団体は、保安管理マスター制度の運用等を通じ、自主的な保安管理体制の強化のための取組を実施。

<保安管理マスター制度>

民間4団体※により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安管理人材の育成を目的とした「保安管理マスター制度」により資格認定試験を実施。試験（法令講習受講必須）に合格した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定。

※ 民間4団体：日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会、カーボンフロンティア機構

- 試験概要
 - ・科目：技術試験（露天採掘又は鉱場から選択）、鉱山保安法令試験（共通）
 - ・試験地：全国7都市（札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡）
- 直近5年間の試験結果等の実績

年度	受験者数			称号認定者数			合格率（％）		
	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場
R2 ※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	401	232	169	131	74	57	32.7	31.9	33.7
R4	362	221	141	137	93	44	37.8	42.1	31.2
R5	367	224	143	147	96	51	40.1	42.9	35.7
R6	335	212	123	102	65	37	30.4	30.7	30.1

保安レベルの継続的向上に資する取組

- 国は、保安レベルの継続的向上のため、鉱山労働者等を対象に外部専門家を活用した保安指導・研修、鉱業関係団体と連携した講演会や勉強会等を実施。

鉱業関連団体と連携した取組

- ・ 近畿鉱業会主催の保安技術講習会において当支部から鉱山保安マネジメントシステムの概要を説明。（近畿）
- ・ 四国鉱業会主催の保安技術講習会において当支部から災害事例を説明。（四国）
- ・ 管内の鉱業関係団体と連携し、保安講話等を実施。（東北、関東、近畿、中国）

各監督部等の取組

- ・ 管内坑内採掘炭鉱に対し、前年の保安総括、当年の保安方針に関するヒアリングを実施。（北海道）
- ・ 外部専門家を招き、人間の心理的観点から特にヒューマンエラーによる災害の発生メカニズムと対策方法を考える研修会を実施。（東北）
- ・ 管内石灰石鉱山に対し、労働安全の専門家による保安指導を実施。（関東）
- ・ 人材育成企業と協力し、危険体験・体感教育研修を実施。（近畿）
- ・ 管内鉱山に対する法令講習会や、危険予知・コミュニケーション能力の向上等を目的とした保安指導を実施。（中国）
- ・ 石垣、宮古島、沖縄本島の3会場にて、災害事例検討とリスクアセスメントの考え方についての鉱山保安研修「災害事例検討会」を実施。（那覇）
- ・ 保安週間に併せて当部職員の保安講話等を実施。（中部、九州）



【東北】ヒューマンエラーに係る研修会



【中部】保安講話



【那覇】災害事例検討会（沖縄本島） 11

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する 基本方針（第6次）の取組状況について

令和7年3月10日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

1. 第6次基本方針の概要

1－1．第6次基本方針の概要

- 金属鉱業等における鉱害は、他の一般産業と異なり、事業活動の終了後も坑口からの排出水、集積場からの浸透水等の坑廃水に含まれるカドミウムやヒ素といった重金属等が、人の健康被害、農作物被害等の深刻な影響を引き起こすことになるため、閉山後の鉱害防止の措置を計画的かつ確実に実施するために、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定。
- 特措法4条に基づき、経済産業大臣が当該鉱害防止事業の実施の時期、事業量等を「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）として定めており、昭和48年に策定した第1次基本方針以降、10年ごとに基本方針を策定している。

第1～6次基本方針における対象鉱山数の推移

		第1次		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
期間		昭和48 ～ 57年度	昭和53 ～ 57年度（ 見直し）	昭和58～ 平成4年度	平成5～ 14年度	平成15～ 24年度	平成25～ 令和4年度	令和5～ 14年度
鉱害防 止工事	義務者 不存在	138 鉱山	180 鉱山	93鉱山	86鉱山	32鉱山	20鉱山	19鉱山
	義務者 存在	601 鉱山	255 鉱山	39鉱山	30鉱山	19鉱山	28鉱山	32鉱山
坑廃水 処理	義務者 不存在	－	－	－	24鉱山	24鉱山	24鉱山	23鉱山
	義務者 存在	－	－	－	56鉱山	56鉱山	55鉱山	51鉱山

1 - 2. 鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項

＜①鉱害防止事業全体における新たな取組＞

- 鉱害防止事業においても、カーボンニュートラル等への貢献を新たに検討すること。

＜②鉱害防止工事残存工事の早期完了＞

- 発生源対策を限られた予算で実施するため、「休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策ガイドンス」等を活用しつつ、工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から優先順位を付けながら工事を実施し、工事の早期の終了を図ること。

＜③坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化＞

- 鉱害防止事業を新たな類型に応じて鉱害防止事業を実施することで、坑廃水処理の早期終了や更なるコスト削減を図ること。
- 利水点等管理やパッシブトリートメントを社会実装するため、標準的な事例を設定し坑廃水の環境への影響に関するデータを取得・活用し、これまでに実施した発生源対策や坑廃水処理について評価を行うこと。
- 利水点等管理の適用、坑廃水処理の終了又は処理基準の緩和に当たっては、地域住民に丁寧に説明を行う等、地方公共団体と連携して合意形成を図ること。
- 排水基準等を満たしつつ継続的に坑廃水処理を実施していることを適切に評価するための手法を検討すること。
- 坑廃水処理を継続的に行う必要がある場合には、設備の更新等により、当該処理を安定的に行うとともに、更なる効率化を図ること。

＜④排水基準等の規制強化への対応＞

- 坑廃水処理に係る排水基準等の規制が強化された場合には、同法その他の法令又は条例に基づき適切に対応するとともに、暫定的な排水基準等に基づく弾力的な運用について関係者と検討すること。

＜⑤中和殿物の減容化への対応＞

- 中和殿物の減容化等の新たな技術開発に取り組むとともに、国、鉱害防止事業を実施すべき者その他の関係者が連携して、中和殿物の減容化等の処理に係るガイドンスを整備し、活用すること。

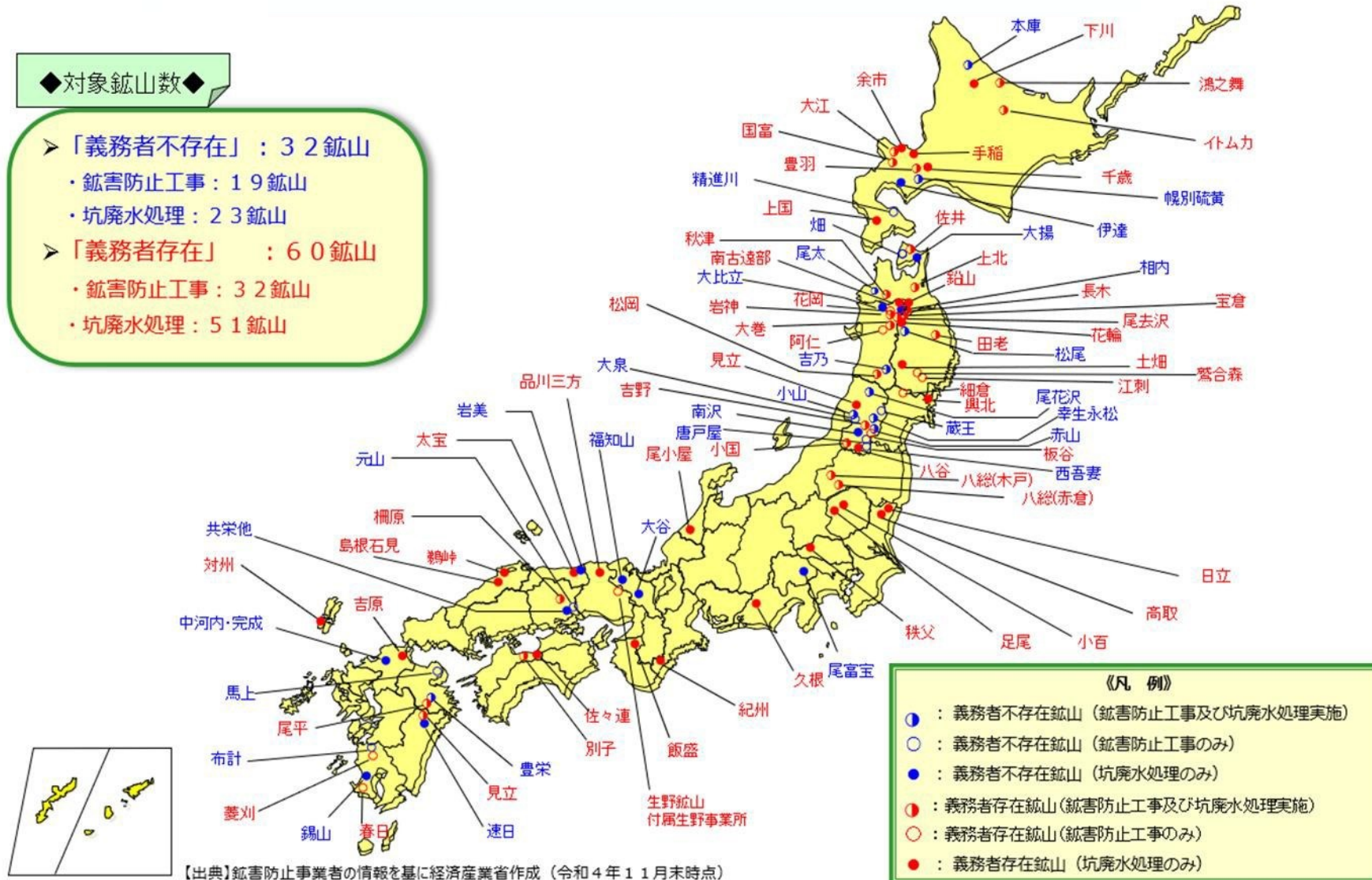
＜⑥災害時のリスク対応強化＞

- 集積場に係る安定化対策の早期の終了を図るとともに、利水点等管理の適用や、大雨等により処理前の坑廃水の放流を要する場合を想定して環境への影響の評価を事前に実施する等の対策を検討し、自然災害へのレジリエンスの強化を図ること。

＜⑦坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化＞

- 坑廃水処理施設の管理者の不足や高齢化に対応するため、休廃止鉱山坑廃水処理資格認定制度の活用を一層図るとともに、坑廃水処理施設の管理者を育成するため、教育の充実を図ること。
- 坑廃水処理の高度化を推進するため、IT技術やドローン等の最新機器を活用した自動化運転等を導入し、省力化等を図ること。

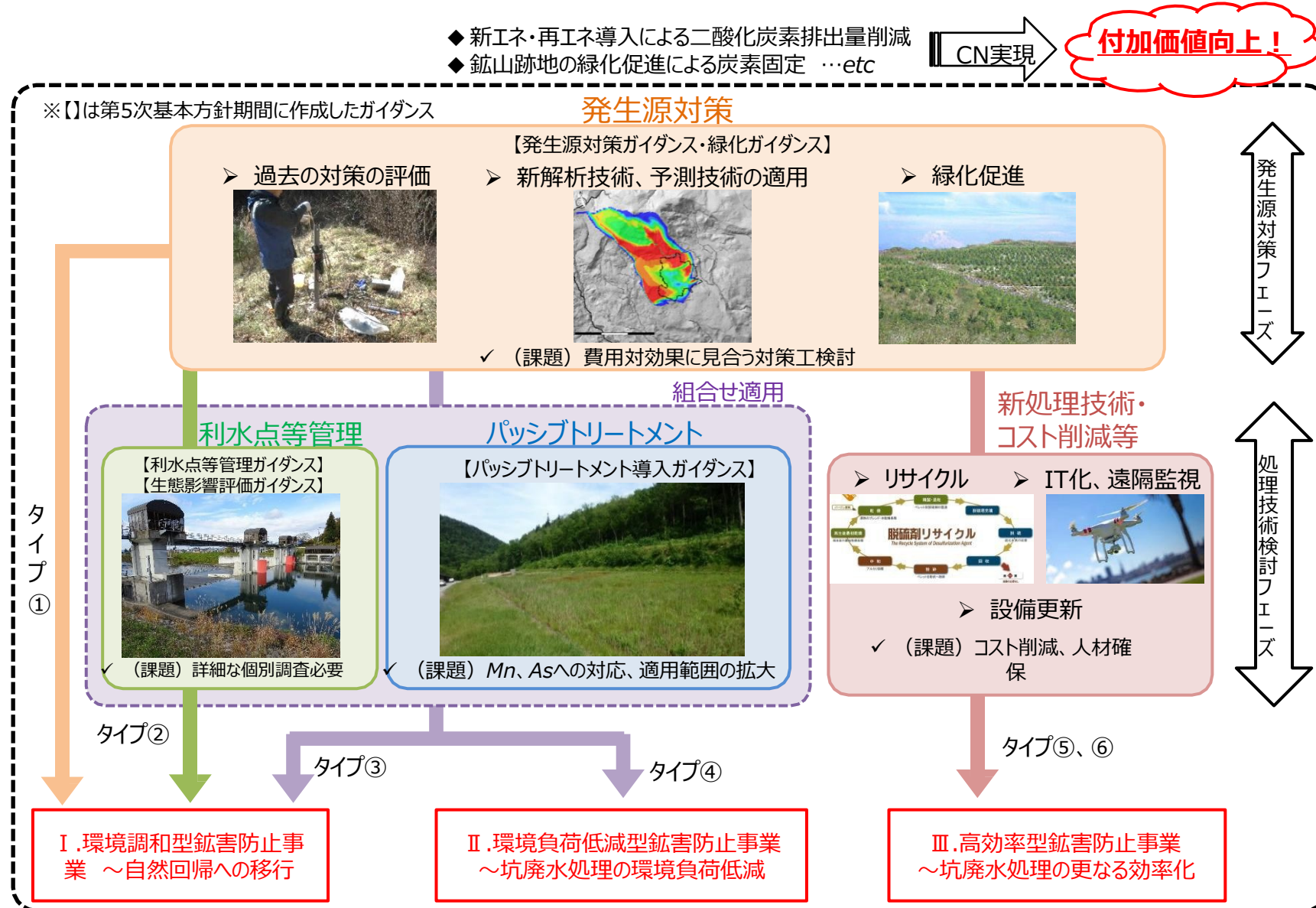
<参考> 第6次基本方針 対象休廃止鉱山の位置



＜参考＞ 第6次基本方針における各鉱山の類型区分とその考え方

類型	タイプ	基本的考え方
Ⅰ 環境調和型 鉱害防止事業 ～自然回帰への移行	①発生源対策の実施によって鉱害防止事業終結を目指すべき鉱山	関係者間で合意した目標(仕上がリイメージ)を常に意識し、発生源対策ガイドランスも活用して費用対効果を検証しつつ工事を完工(状況によっては事業の中止/中断を適時に決断)
	②利水点等管理の適用により、坑廃水処理を終結させ、低環境負荷の鉱害防止事業への移行を目指すべき鉱山	水質管理目標を鉱山下流の利水点等とすることで、利水点等で環境基準等を下回ると見込まれ、ステークホルダーの理解を得られる場合は、将来的に利水点等管理を適用し、坑廃水処理の終結について検討する
	③パッシブトリートメント等の新技術及び利水点等管理の適用により、既存の坑廃水処理を終結させ、低環境負荷の鉱害防止事業への移行を目指すべき鉱山	パッシブトリートメント等新技術の適用が見込める場合は、追加の発生源対策や利水点管理等との併用も含めて検討し、適切な時期に既存の坑廃水処理終結を目指す
Ⅱ 環境負荷低減型 鉱害防止事業 ～坑廃水処理の環境負荷低減	④パッシブトリートメント等の新技術及び利水点等管理の適用(一部適用)によって、既存の坑廃水処理の負荷を低減させ、坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山	利水点等管理あるいはパッシブトリートメントの一部適用により、既存の坑廃水処理を縮小することが見込める場合は、ステークホルダーとの合意形成を開始し、コスト低減を目指す
Ⅲ 高効率型 鉱害防止事業 ～坑廃水処理の更なる効率化	⑤設備のIT化やドローンを活用した遠隔監視技術や、リサイクル等の新技術の適用によって坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山	最新のIT技術等を活用した省人化・省力化等のコスト低減策を積極的に検討するとともに、中和殿物の再資源化等の新技術適用も検討し、コスト低減を目指す
	⑥設備更新により省エネを促進し、坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山	原水の量や水質から永続的に処理が必要な鉱山については、老朽施設の更新等の時期を失することなく行い、処理コストの極小化を完了

<参考> 第6次基本方針における各鉱山の類型区分けイメージ

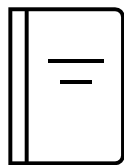


2. 第6次基本方針に係るこれまでの取組

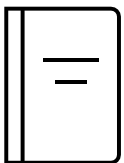
2. 第6次基本方針に係るこれまでの取組

① 鉱害防止事業全体における新たな取組

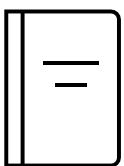
- 鉱害防止事業におけるカーボンニュートラル等への貢献のため、「休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイドンス」の改訂を行うべく、情報収集、新たな鉱害防止対策に関する調査等を実施中。
改訂するガイドンスでは、過去に集積場にて実施した緑化工事の効果や植生の現状等を評価する手法に資する情報を盛り込む予定。



昭和58年
【捨石・鉱さい堆積場緑化の手引き】（金属鉱業事業団編）
・緑化の手順や工法を取りまとめた。



令和3年
【休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイドンス】
・高濃度の有害金属への耐性植物、自生植物を利用した植物の導入について整理。国内外で金属を含有する土壌等に自生する金属蓄積植物に関するデータを取りまとめた。



今回（令和4年度～）
【新たな緑化ガイドンス（仮称）】
・実際の国内休廃止鉱山での事例紹介を整理。
・工事効果や緑化の現状に係る評価手法等を盛り込む。



1985年4月当時の様子



2008年6月当時の様子

集積場における緑化工事の事例

② 鉱害防止工事残存工事の早期完了等

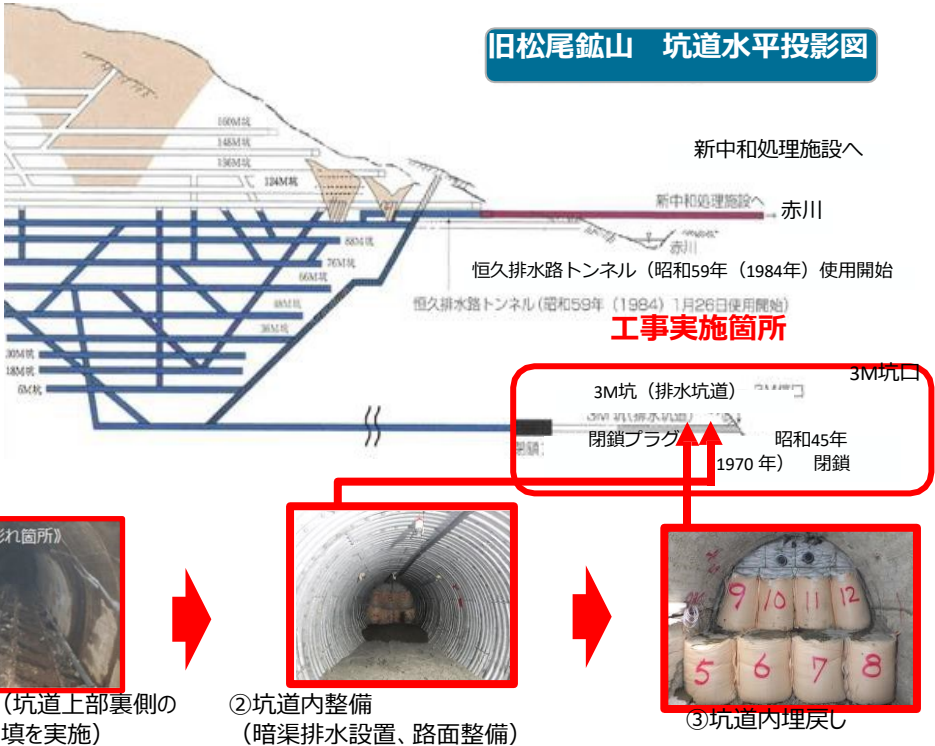
- 令和6年度は、義務者不存在24鉱山及び義務者存在47鉱山に対し、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を計35億円措置。具体的には、当該補助金を活用し、鉱山から発生する坑廃水処理するための施設の運営管理や、坑道崩落により坑内水の流出の危険性のあった坑道の埋戻しなどの鉱害防止工事を実施した(下図参照)。

	令和6年度当初予算（一般）	令和5年度補正予算（一般）	令和6年度当初予算（特会）
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	21.0億円	11.0億円	3.0億円

【工事事例】 旧松尾鉱山

事業概要：

旧松尾鉱山では、昭和45年に3m坑道内に閉塞プラグを設置していたが、設置後50年以上が経過し、坑道内の盤膨れによる断面形状の変形等の経年変化が進行し、坑道崩落による坑内水の流出防止のための安全対策が課題となっていた。そのため、坑内埋戻しによる恒久的な安全対策工事を実施。
平成30年より事業開始し、令和6年度で工事完了した。

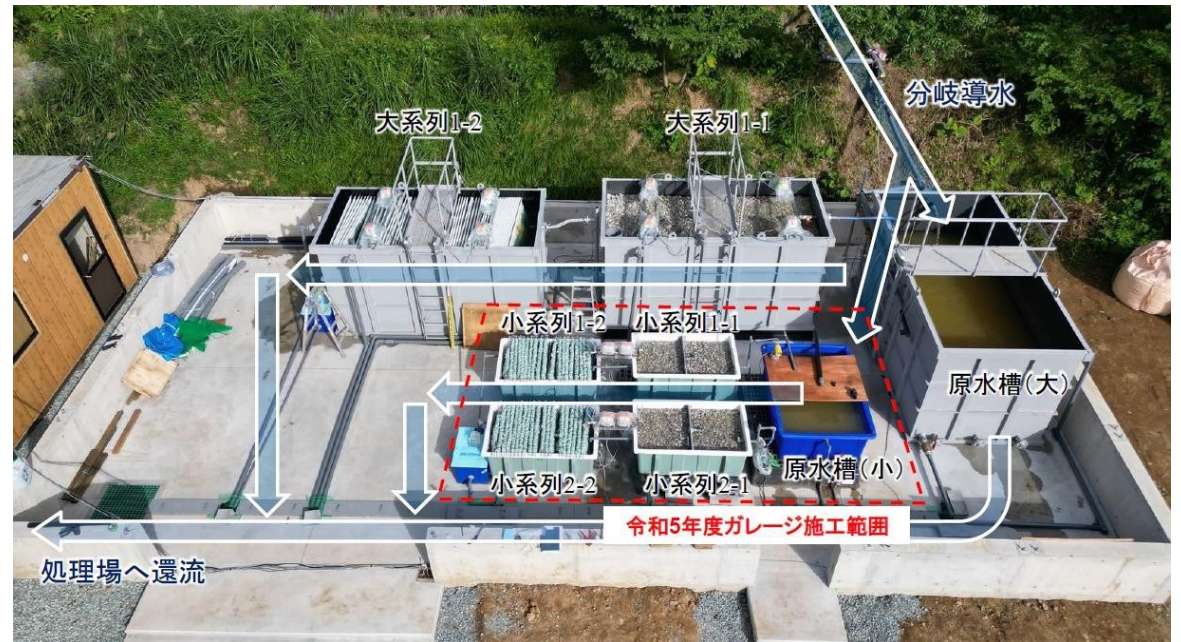


③坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化

- 坑廃水の水量削減・水質改善や重金属除去作用を有する植物や微生物を利用した自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）の導入による坑廃水処理に係るコスト削減に向けて、実証試験等を実施中。実証を行う鉱山の一つでは、コンクリート廃材ともみがらを混合し充填した実証設備により、1年以上メンテナンス不要での安定した坑廃水処理（pH上昇による金属元素の除去）に成功している事例もある。



コンクリート廃材+もみがら等を活用したパッシブトリートメント



マンガン酸化菌を活用したパッシブトリートメント

④中和殿物の減容化への対応

- 坑廃水処理の工程で発生する中和殿物については、その処理費の負担と殿物集積場の用地確保が課題となっている。そのため、既存の対策技術の課題を整理し、その最適化を検討するとともに、「休廃止鉱山の坑廃水処理に係る中和殿物処理ガイダンス（仮称）」の策定に向けた情報収集等、新たな鉱害防止対策に関する調査等を実施。

関係事業者等へのヒアリング結果のまとめ

- ✓ 中和殿物排出元のごく一部が中和殿物の有効利用を実施。
- ✓ 殿物の処分について、集積場の寿命やコストの面で課題を抱えているところも多い。
- ✓ 現状、有効利用されている殿物の多くは鉄主体殿物であり、砒素やカドミウムなど不純物となる元素を含まないことが前提。
- ✓ 最終的に有効利用されている場合でも、産廃処分としての取扱いとなる場合は、コストが課題。
- ✓ 殿物を有効利用する場合、いかにコストを低減できるか、安全性を確保できるかが重要。



坑廃水の処理工程で発生する「中和殿物」



製造直後の脱硫化水素剤

中和殿物有効利用の事例

⑤災害時のリスク対応強化

- 国は、令和5年度補正予算において休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金を3鉱山に交付し、非常用発電機の設置や薬剤貯蔵タンクの増設等に要する費用を支援。令和6年度補正予算でも支援予定。
- 一方、業界独自の取組として、日本鉱業協会では、坑廃水処理を必要とする休廃止金属鉱山等のレジリエンス強化のため、会員事業者が管理する休廃止鉱山（53鉱山）毎にアクションプラン（鉱山毎の復旧対策・手順の計画策定、設備・資材等の確保等）を策定し、災害時に備えた体制強化に係る取組を実施中。

休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金

事業内容：

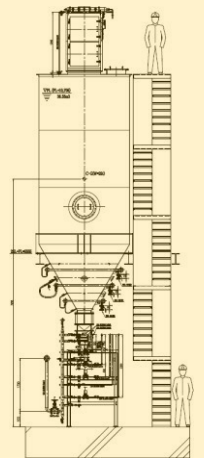
休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）において、台風等の自然災害によって停電や道路不通などの事態が発生した際においても坑廃水処理施設の機能が維持されるように、非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより、坑廃水処理施設の機能維持の向上を図ることを目的とする。

補助率：1/3以内（中小企業等）、1/4以内（大企業）

採択事例

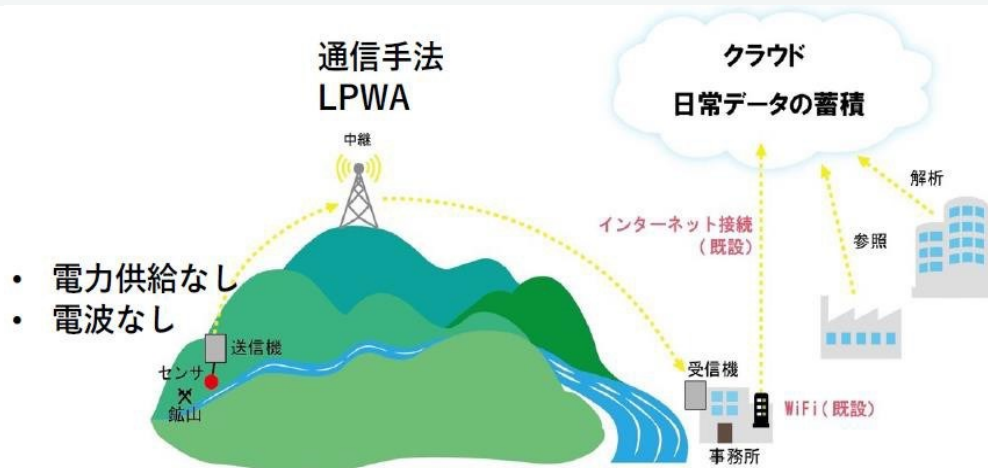
（令和5年度補正）

大雨等自然災害により、坑廃水処理施設への道路が寸断された場合でも、坑廃水処理を継続を可能とするため、薬剤保管量の増加に資する消石灰サイロの増設（令和6年度はサイロの工場製作）を実施。



⑥坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化

- 坑廃水処理管理者の不足・高齢化に対応するため、平成26年6月に民間団体が実施する資格制度（一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会が行う資格認定講習修了試験）を、作業監督者の資格と同等以上と認められるものとして対象に加えた（令和6年度までに、累計318名が講習を受講し269名が合格）。
- 日本鉱業協会では、坑廃水処理施設の管理者を育成するため、令和5年度から人材育成WGを立上げ。令和6年度はWGを2回（6月,1月）開催。事業者向けに行っている坑廃水処理業務の研修に加え、集積場管理等の研修の企画を検討を実施。JOGMEC、経済産業省の関係者も議論に参加。
- 経済産業省では、坑廃水処理業務の省力・省人化を図るため、坑廃水処理施設の運転管理や水質監視点のモニタリングに必要な水量・水質データ取得を可能とする無給電遠隔監視システムの導入に向けた実証調査事業を実施。



休廃止鉱山における無給電遠隔監視システムの実証調査の実施

年度	合格者数	年度	合格者数
平成24年度	26名	平成30年度	33名
平成25年度	35名	令和元年度	19名
平成26年度	26名	令和3年度	8名
平成27年度	17名	令和4年度	14名
平成28年度	32名	令和5年度	21名
平成29年度	21名	令和6年度	17名

資格認定講習修了試験合格者数（（一財）休廃止鉱山資格認定協会調べ）

全国鉱山保安表彰の見直しについて

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

全国鉱山保安表彰について

目的

全国鉱山保安表彰（経済産業大臣表彰）は、鉱山保安法制定の翌年度の昭和25年度に鉱山における保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識と理解を深め、もって鉱山の災害及び鉱害の防止に資することを目的に創設された。

令和6年度全国鉱山保安表彰の概要

1. 表彰を受ける鉱山等

1	鉱山の部	2鉱山
2	保安従事者の部	19名
3	保安功労・貢献者の部	1名

2. 表彰式典の概要

日時 令和6年10月8日（火）11時30分～12時30分

場所 KKRホテル東京 10階 瑞宝の間



全国鉱山保安表彰式（湯本啓市 大臣官房技術総括・保安審議官出席）
（令和6年10月8日）

全国鉱山保安表彰の見直しについて

内容（表彰対象区分について）

- 近年、保安功労・貢献者の部の「家庭」区分での表彰がないため、表彰対象区分を見直してもよいのではないかな。
 - 現状の表彰制度では、「経験年数」や「無災害期間」等の評価基準の割合が高く、若い方を推薦することが難しい。
例えば、事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い個人を評価することで、若い方のモチベーションを高めることができるのではないかな。
- 
- 保安功労・貢献者の部の「家庭」区分の廃止。
 - 特別功労・貢献者の部の「個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）」区分の評価基準の新設。
事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人を評価できる。

～特別功労・貢献者の部〔個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）〕～

1. 基本的な実績（必須）

- ① 鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近5年間、軽傷以上のり災がない又は鉱害を発生させていない者。 ☐ はい ☐ いいえ
- ② 最近5年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。 ☐ はい ☐ いいえ

2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい1つ10点。ただし、⑨ははい1つ20点。）

- ① 最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。 ☐ はい ☐ いいえ
- ② 教育の指導員になったことがある。 ☐ はい ☐ いいえ
- ③ 作業監督者である又は過去保安技術職員であった。 ☐ はい ☐ いいえ
- ④ 鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑤ 保安教育に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑥ 保安運動に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑦ 職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑧ 他の鉱山労働者の模範となっている。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑨ 鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。 ☐ はい ☐ いいえ

3. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の場合）

（※1）（※2）（①及び②ははい1つ10点。③及び④ははい1つ20点。⑤ははい1つ40点。）

- ① 最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。 ☐ はい ☐ いいえ
- ② 事業所において特に率先して保安教育、保安運動に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ
- ③ 職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。 ☐ はい ☐ いいえ
- ④ 同世代の中で中心的な役割を担った経験が多く、他の鉱山労働者の模範となっている。 ☐ はい ☐ いいえ
- ⑤ 鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。 ☐ はい ☐ いいえ

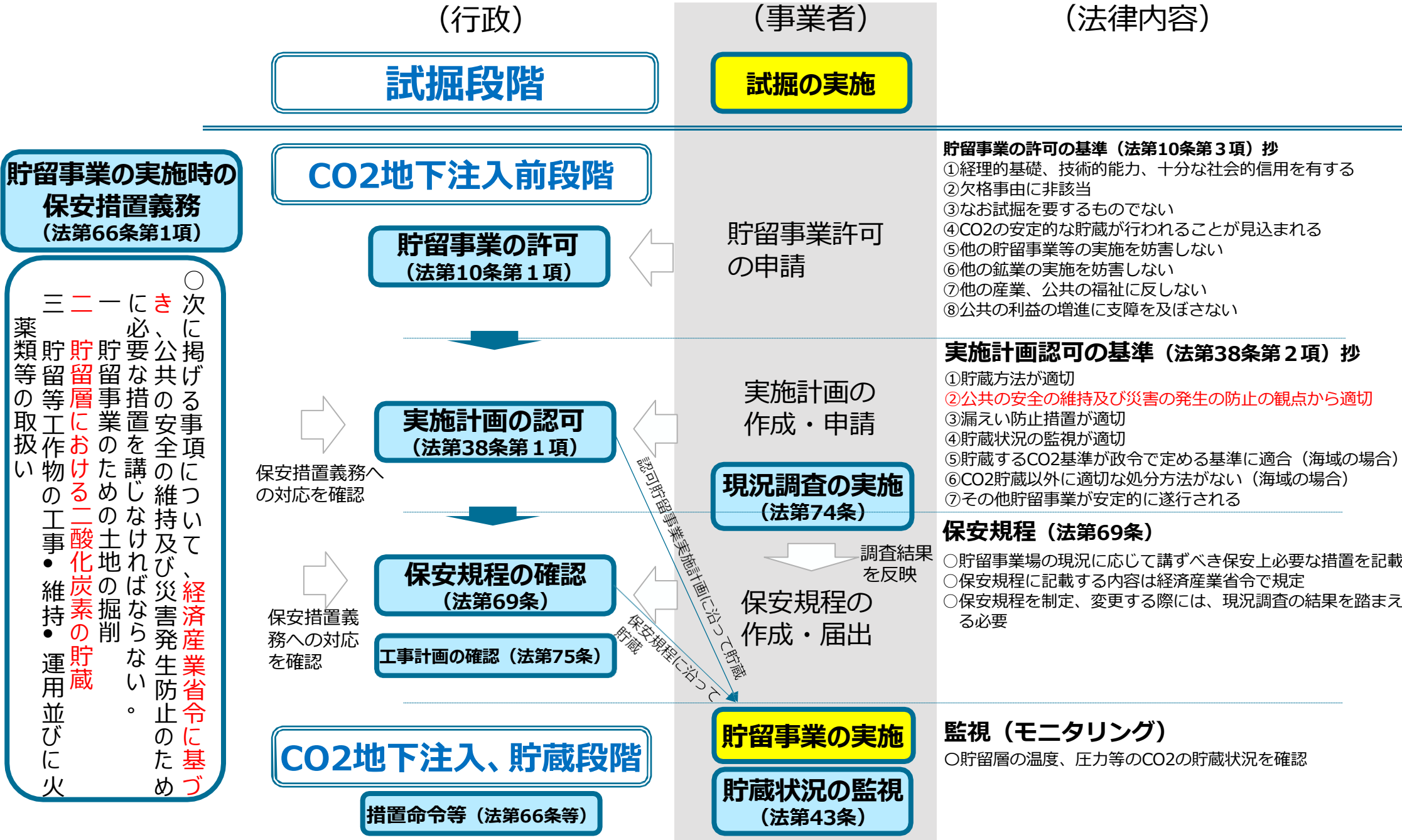
（※1）表彰年の前年の12月末までの期間・時間を算出するものとする。

（※2）当該者が保安従事者として従事した期間（複数の鉱山で保安従事者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在籍期間を合算する。）

CCS事業法について

令和7年3月10日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

貯留事業の実施に係るCCS事業法の保安規制に関する主要なプロセス



(参考) 貯留事業者等に対する保安規制の概要

※太字下線部は、具体的な内容等の検討が必要な主要項目

● 貯留事業者等の義務等

- 公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない（第66条）
- 貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない（第67条）
- 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない（第68条）

● 自主的な保安

- 保安規程を定め、貯留事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（第69条）
- 従業者に保安教育を施さなければならない（第70条）
- 経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならない等（第71条～第73条）
- 貯留事業を開始しようとするとき等は、貯留事業場の現況について経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない（第74条）

● 工事計画及び検査

- 貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない等（第75条）
- 貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない（第76条）
- 貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものについては、定期的に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない（第77条）

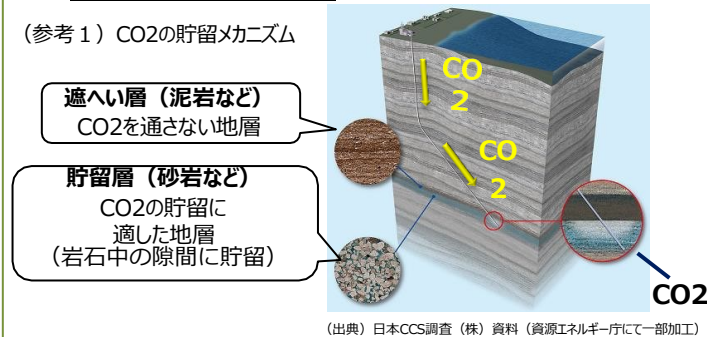
背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO₂を回収して地下に貯留する**CCS**（Carbon dioxide Capture and Storage）の導入が不可欠。
- ✓ 我が国としては、**2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

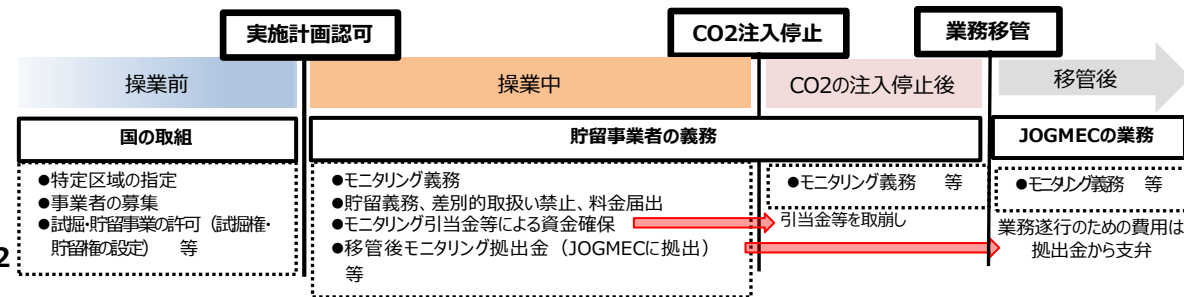
- **経済産業大臣は**、貯留層が存在する可能性がある区域を「**特定区域**」として**指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO₂の貯留事業を行う者を募集し、これらを最も適切に行うことができると認められる者**に対して、**許可**※を与える。
- ※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO₂を貯留する権利）を**設定**する。CO₂の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- **鉱業法に基づく探掘権者は**、上記の**特定区域以外の区域（鉱区）**でも、経済産業大臣の許可を受けて、**試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

(参考1) CO₂の貯留メカニズム

(2) 貯留事業者に対する規制

- **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」**は、**経済産業大臣(※)の認可制**とする。
- ※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- 貯蔵したCO₂の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- **CO₂の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金**を確保するため、**引当金の積立て等**を義務付ける。
- 貯留した**CO₂の挙動が安定**しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC(独法エネルギー・金属鉱物資源機構)に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金**を確保するため、貯留事業者に対して**拠出金の納付**を義務付ける。
- 正当な理由なく、**CO₂排出者からの貯留依頼を拒むこと**や、**特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任(無過失責任)**とする。

(参考2) 貯留事業に関するフロー

2. CO₂の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

(1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- CO₂を貯留層に貯留することを目的として、**CO₂を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする**。

(2) 導管輸送事業者に対する規制

- 正当な理由なく、**CO₂排出者からの輸送依頼を拒むこと**や、**特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染防止法におけるCO₂の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。

鉱山保安マネジメントシステムに関する 一部見直しについて

令和 7 年 3 月 1 0 日
経済産業省 産業保安・安全グループ[°]
鉱山・火薬類監理官付

鉱山保安マネジメントシステムに係る取組

チェックリストによる自己点検

- 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進に当たっては、自己点検のためのチェックリストと判定チェック項目を国が提供し、各鉱山が自己評価を行っている。
- チェックリストは大きく分けて、リスクアセスメント等に係る点検評価〔チェックリストⅠ〕とマネジメントシステムに係る点検評価〔チェックリストⅡ〕の2つから構成される。

Ⅰ リスクアセスメント等に係る点検評価〔チェックリストⅠ〕

（１）リスクアセスメントに対する経営トップの責任表明

Q 1：経営トップは、鉱山労働者に対し自らの意思としてリスクアセスメントの重要性を表明し、これを推進するための経営資源（組織・予算等）を整備しているか。

（２）リスクアセスメントの実施時期

Q 2：法令で定めた施業案変更等のとき以外にも、リスクアセスメントを実施しているか。

（３）情報の入手

Q 3：リスクアセスメントを実施するに当たり、対象作業・作業場所に関する情報を入手しているか。

（４）リスクの特定と鉱山労働者の参画

Q 4：入手した情報から保安を害する要因（リスク）について 鉱山労働者を交えて特定しているか。

（５）リスクの見積もりと鉱山労働者の参画

Q 5：特定したリスクの大きさについて 鉱山労働者を交えて見積もっているか？

（６）リスクの優先度設定と低減措置の検討

Q 6：見積られたリスクに対して、対策の優先度を設定するとともに、リスク低減措置を検討しているか。

（７）リスク低減措置の実施と効果の評価・見直し

Q 7：リスク低減措置を設定した優先度に従い実施し、その実施状況を確認しているか。

Q 8：実施したリスク低減措置による効果を評価しているか。

Q 9：実施したリスク低減措置による効果の評価結果に基づき、措置の見直しを行っているか。

Ⅱ マネジメントシステムに係る点検評価〔チェックリストⅡ〕

（８）保安方針

Q 10：経営トップは、保安方針を表明しているか。

Q 11：保安方針について、鉱山労働者に浸透するよう取り組んでいるか。

（９）保安目標

Q 12：保安目標を設定しているか。

Q 13：保安目標を達成するために十分な環境整備が行われているか。

Q 14：経営トップは保安目標の達成が自らの責務であることを認識しているか。

10 保安計画の策定

Q 15：保安目標を達成するために、保安計画（年間計画）を策定しているか。Q

16：保安計画の各取組に対して目標（期待される効果等）を検討しているか。

11 保安計画の鉱山労働者への浸透

Q 17：保安計画が現場の鉱山労働者まで浸透し、一丸となって実行されるような仕組みになっているか。

12 保安計画の実施状況の確認

Q 18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか。

13 保安計画の実行・確認・結果の反映

Q 19：保安計画を実行し、その進捗状況を定期的に確認し、その結果を評価改善内容の検討につなげているか。

14 保安目標、保安計画及びマネジメントシステムの振り返り

Q 20：保安目標（保安計画）について振り返り（評価・改善）を行っているか。

鉱山保安マネジメントシステムに係る取組（令和5年度の取組）

取組概要

- 鉱山保安マネジメントシステム（以下「鉱山保安MS」）運用の深化のため、鉱山保安MSに関する支援ツールの見直しや優良事例の情報提供等の検討を行っているところ。
- 鉱山保安MSについて改善を図るべく、改善点を明確にするため、第13次計画中（平成30～令和4年度）の自己点検チェックリストを対象に以下の内容について調査を実施した。

【実施内容】

（１）現状の自己点検チェックリストにおける重点項目の抽出

- ・ 約380鉱山のMS構築状況の自己点検チェックリストについて傾向分析、効果分析を行い、鉱山保安MSの導入レベルと相関が強い（取組が実施できた場合に、導入レベルが向上する可能性が高い）判定チェック項目、災害との相関が強い（取組を実施できた場合、災害を防止できる可能性が高い）判定チェック項目が抽出された。

（２）国内鉱山へのアンケート調査、現地ヒアリング調査

- ・ (1)の抽出結果を踏まえ、各鉱山における個別の事例収集のため、国内鉱山（16鉱山）に対して、マネジメントシステム の実際の取組内容等のアンケート調査を実施した。
- ・ アンケート回答があった鉱山のうち、より多くの事例収集が期待できる 8 鉱山に対して、現地に於て取組状況等のヒアリング調査を実施した。

取組結果概要

ヒアリング・アンケートでの指摘として、判定チェック項目について、類似項目がある、項目数が多い、内容が理解しにくい項目があるといった指摘があった。

鉱山保安マネジメントシステムに係る取組（令和6年度の取組）

取組概要

- 令和5年度の調査結果を踏まえ、判定チェック項目、手引書及びガイドブックの見直しを行っている。
- 6鉱山へのヒアリングや鉱山保安に関する有識者等からの意見を踏まえて、解説等を拡充した。

分類	項目の説明	見直し内容
重点項目（※）	令和5年度事業のリスク比分析により、災害との相関が強く、取組を実施できた場合には災害を防止できる可能性が高い判定チェック項目（Q015、Q035、Q174）	・ 災害との関連性や鉱山保安MSの導入レベルとの関連性が強く、99項目の中でも特に重要度の高い項目であることを手引書などで明示し、取組の導入をより促進するような内容の追記。 ・ 具体的な取組事例を追記。
	令和5年度事業の項目応答理論分析により、取組の実施が難しいが、実施できた場合に鉱山保安MSの導入レベルが向上する可能性が高い判定チェック項目（Q184、Q195、Q205）	
類似性が高い可能性のある項目	令和5年度事業の相関分析や鉱山へのヒアリング・アンケートの結果、2つ以上の判定チェック項目の間で、記載されている取組内容が類似している可能性の高いもの（例：Q195とQ184）	・ 鉱山や有識者等から指摘された内容が似ている判定チェック項目について、役割（主語）を明確化。
理解しにくい項目	令和5年度事業の鉱山へのヒアリング・アンケートの結果、判定チェック項目の設問内容が理解しにくい、項目をチェックできるかどうかの判断が難しいと意見があった項目（例：Q181～Q184）	・ 容易に理解できる言葉や表現を用いたり、解説に言葉の定義等を追記 ・ 手引書に該当する判定チェック項目の取組事例を追記する。

※重点項目とは、令和5年度調査を踏まえ、鉱山保安MSの導入レベルに相関が強い（取組が実施できた場合、導入レベルが向上する可能性が高い）判定チェック項目3項目、及び災害との相関が強い（取組が実施できた場合、災害を防止できる可能性が高い）判定チェック項目3項目のこと。

手引書の見直しイメージ（Q184）

現 行

（12）保安計画の実施状況の確認

Q18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか？

【判定チェック項目】該当する項目に☑を入れ、その数に応じて判定してください。

- 1. 取組の実施状況について誰が確認するか明らかになっている。
- 2. 保安計画に定めた実施内容が計画通り実施されているか、確認できる様式になっている。（例えば、計画と実績に分けて毎月進捗状況を確認できる様式などが考えられる。）
＜ガイドブック P22～23、27、38～39 が参考になります。＞
- 3. 保安計画の取組状況について、保安委員会等の会議の議題に入れ、確認できるようになっている。
- 4. 内部監査やそれに準ずる取組で計画状況を確認できるようになっている。

見直し案

（12）保安計画の実施状況の確認

Q18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか？

【判定チェック項目】該当する項目に☑を入れ、その数に応じて判定してください。

- 1. **個別の**取組の実施状況について誰が確認するか明らかになっている。
- 2. 保安計画に定めた実施内容が計画通り実施されているか、確認できる様式になっている。（例えば、計画と実績に分けて毎月進捗状況を確認できる様式などが考えられる。）
＜ガイドブック P22～23、27、38～39 が参考になります。＞
- 3. **組織の体制（仕組み）として**、保安計画の取組状況について、保安委員会等の会議の議題に入れ、確認できるようになっている。
- 4. **組織の体制（仕組み）として**、内部監査やそれに準ずる取組で計画状況を確認できるようになっている。（**鉱山保安 MS の導入レベルとの関連性が高いとされる取組内容であるため、特に重要です。取組に着手し、現在の取組内容を深化させられれば、鉱山保安MSの導入レベルが向上することが期待できます**）
＜解説の下部に記載のある取組例が参考になります＞

Q18-4 取組例（下記はあくまで一例であるため、取り組めないとチェックできないということではありません）

- 保安統括部署は、内部監査実施前に、チェックリストに基づいた回答と、エビデンス（証拠）資料を提出することを義務付け、現場は監査予定の指定された日にちまでに、チェックリストへの回答とエビデンス（証拠）資料を保安統括部署に提出している。
- 内部監査は、自社の他鉱山の保安管理者等、複数名を招き、1日かけて実施している。（午前書類確認、午後は現場確認を行っている）
- 内部監査は監査部が実施する業務監査、保安関係の部署による監査と分けて実施し、保安計画に関する調査を実施している。

令和6年6月25日
経済産業省北海道産業保安監督部

令和6年度北海道地方鉱山保安表彰について

北海道産業保安監督部では、令和6年度北海道地方鉱山保安表彰受賞者を下記のとおり決定いたしました。

北海道地方鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優秀な鉱山及び鉱山保安の確保に貢献された方に対し、北海道産業保安監督部長が表彰しています。

なお、今年度の表彰式につきましては、表彰式形態では举行せず、当部職員が事業所を訪問し、表彰状授与を行います。

受賞者 （五十音順、敬称略）

鉱山（2鉱山）

歌登安田鉱山（株式会社安田）

新士別鉱山（北海道農材工業株式会社）

保安従事者（3名）

川崎 智伯 訓子府鉱山（訓子府石灰工業株式会社）

菅藤 肇 峯朗鉱山（太平洋セメント株式会社）

村上 一隆 訓子府鉱山（訓子府石灰工業株式会社）

（本件に関する問い合わせ先）

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

経済産業省 北海道産業保安監督部

鉱山保安課 森本、高木

TEL：011-709-2311（内線2821）

E-mail：bzl-hokkaido-kozan★meti.go.jp

※〔★〕を〔@〕に置き換えてください。

2024 年 10 月 8 日

令和6年度「全国鉱山保安表彰」受賞者が決定しました

経済産業省は、昭和 25 年度より毎年度、鉱山保安に関し、特に成績優良な鉱山及び特に鉱山保安の確保に功労のあった者について、全国鉱山保安表彰（経済産業大臣賞）を行い、保安意識の高揚を図っています。
この度、令和 6 年度全国鉱山保安表彰を受ける鉱山等を決定し、下記日程で表彰式典を行うこととなりましたのでお知らせします。

1. 表彰を受ける鉱山等

(1) 鉱山の部	2 鉱山
(2) 保安従事者の部	19 名
(3) 特別功労・貢献者の部	1 名

2. 表彰式典の概要

日時 令和 6 年 10 月 8 日（火曜日）11 時 30 分から 12 時 30 分
場所 KKRホテル東京 10 階 瑞宝の間

【別紙】令和6年度全国鉱山保安表彰被表彰者一覧

（本発表資料のお問い合わせ先）

産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官 大川

担当者：中條、古賀

電話：03-3501-1511（内線 4961）

メール：bzl-hyosyo-kozankayaku★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

【別紙】

令和6年度全国鉱山保安表彰受賞者一覧

(1) 鉱山の部(2 鉱山)

保安成績が特に優秀と認められるもの又は保安技術の改善若しくは保安教育に積極的であり、他の鉱山の模範と認められるもの。

管内	鉱山名	鉱種	鉱業権者名	所在地
北海道	北菱美唄炭鉱	石炭	北菱産業埠頭株式会社	北海道
中国	唐櫃鉱山	石灰石	備北粉化工業株式会社	岡山県

(2) 保安従事者の部(19 名)

作業監督者又は鉱山労働者として、鉱山において災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは保安教育の推進等に顕著な功績のあった者又はその他、特に表彰に値すると認められる者。

管内	氏名	所属鉱山名	鉱種	職名	住所
北海道	下田 一徳	峩朗鉱山	石灰石	北海道太平洋鉱業(株) 鉱業課採掘係係長	北海道
北海道	笹浪 浩	苫小牧東鉱山	石油・天然ガス	石油資源開発(株) 北海道事業所 操業供給部勇払プラント プラント長	北海道
北海道	田口 昭洋	東鹿越鉱山	石灰石	日鉄鉱業(株) 生産課技術員	北海道
東北	中田 和彦	大船渡鉱山	石灰石	龍振鉱業(株) 鉱務部選鉱課 選鉱係係員	岩手県
東北	林 由春	八戸石灰鉱山	石灰石	八戸鉱山土木(株) 剥土課長	青森県
関東	澤田 敏郎	青海鉱山	石灰石	デンカ(株) 青海工場資源部資源課 精鉱係作業長	新潟県

関東	櫻井 和行	叶山鉱山	石灰石	秩父太平洋セメント(株) 鉱山部叶山鉱業所 鉱業課課長	群馬県
関東	齋藤 浩三	武甲鉱山	石灰石	武甲鉱業(株) 武甲鉱業所 鉱務課プラント係係員	埼玉県
関東	廣澤 豪	水木鉱山	けい石	JFEミネラル(株) 鉱務室作業長	栃木県
関東	石井 光弘	茂原鉱山	可燃性天然ガス	関東天然瓦斯開発(株) 鉱業部 渉外グループ主査	千葉県
中部	沖田 泰彦	神岡鉱山	鉛・亜鉛 石灰石	神岡鉱業(株) 機能性粉体工場 製造課製造 1 係作業長	岐阜県
中部	村井 一裕	神岡鉱山	鉛・亜鉛 石灰石	神岡鉱業(株) 分析技術センター主任	岐阜県
中部	伊藤 久次	藤原鉱山	石灰石・けい石	三重太平洋鉱業(株) 鉱務部採鉱保安課 採掘係	三重県
中国	上利 太介	重安鉱山	石灰石	龍陽興産(株) 生産部採鉱課課長	山口県
四国	大石 雅英	土佐山鉱山	石灰石	高知太平洋鉱業(株) 資源部鉱業課採鉱係	高知県
九州	中山 英造	香春鉱山	石灰石	香春鉱業(株) 資源部採鉱課職長	福岡県
九州	塩崎 賢悟	新津久見鉱山	石灰石	大分太平洋鉱業(株) 資源部採鉱課 採鉱係係長	大分県
九州	坂田 研吾	東谷鉱山	石灰石	UBE三菱セメント(株) 元鉱山二課主査	福岡県
九州	林 芳久	船尾鉱山	石灰石	船尾鉱山(株) 技術部鉱務課採鉱員	福岡県

(3) 保安功労・貢献者の部(1 名)

(2)以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者。

管内	氏名	所属	職名	住所
東北	井上 千弘	東北大学大学院	教授	宮城県



保安管理マスター制度に係る取組について

＜保安管理マスター制度＞

- 平成25年4月に民間4団体により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安管理人材の育成を目的とした「保安管理マスター制度」を創設し資格認定試験を開始
- 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定し称号を付与
- 国は、保安管理マスター制度の運用等を通じ、鉱業関係団体と連携・協働して保安レベル向上のための取組みを実施
- 国（産業保安監督部）は、資格認定試験の際に講師を派遣し、法令講習を実施
- 「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法に規定する「作業監督者」に選任できる特例制度を導入（平成28年8月1日施行）

令和6年度における保安管理マスター制度に係る取組実績

- 令和6年度、保安管理マスター制度による資格認定試験を全国7カ所で実施
- 札幌で実施された法令講習について、北海道産業保安監督部から講師を派遣。
（※本制度によって特例で選任されている作業監督者にあたっては、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で法令講習を受講することと規定している。）

■ 自習用試験問題の公表

試験問題を、今後受験を予定する者の自習用として、
石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会のホームページ上に掲載

石灰石鉱業協会 H P

<https://www.limestone.gr.jp/security/>

天然ガス鉱業会 H P

<https://www.tengas.gr.jp/security/>



技術保安管理士称号認定試験

技術保安管理士称号認定試験は、作業監督者または作業監督者に準ずる者を指す方を対象に、鉱山保安法令や鉱山保安技術を学ぶ機会の提供を目的として実施しています。

なお、本制度の試験合格者(技術保安管理士免状取得者)は、鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づき、産業保安監督部長の特例資格認定(要認定申請手続き)により、作業監督者に選任することができます。



受験料を無駄にしない
よう禁酒して勉強！！



令和6年度 技術保安管理士称号認定試験

1. 試験・講習科目

	露天採掘	鉱場
技術試験	○	○
鉱山保安法令に関する講習	○	
鉱山保安法令に関する試験	○	○

2. 試験日時

令和6年10月25日(金) 午前11時00分～午後4時30分

3. 試験地

今年度の試験地は、札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡

4. 願書受付

令和6年8月1日(木)から8月21日(水)

5. 試験結果の発表

令和6年12月6日(金)



試験概要

1. 受験資格

鉱業に従事した経験が1年以上の者であり、所属する法人または事業所等が受験を認めた者としてします。

2. 願書受付期間

2024年8月1日(木)から2024年8月21日(水)

持参による場合は、平日の午前9時30分から午後4時30分までとします。

郵送による場合は、2024年8月21日(水)の消印までのものを有効とします。

オンラインによる場合は、2024年8月21日(水)午後4時30分までとします。

3. 合格基準

技術試験(露天採掘・鉱場)、法令試験ともに正解数が概ね6割以上で合格とします。

4. 試験結果の発表

2024年12月6日(金)

鉱山保安に関する情報提供について

・北海道産業保安監督部ホームページ

パソコンのトップ画面



スマートフォンの トップ画面



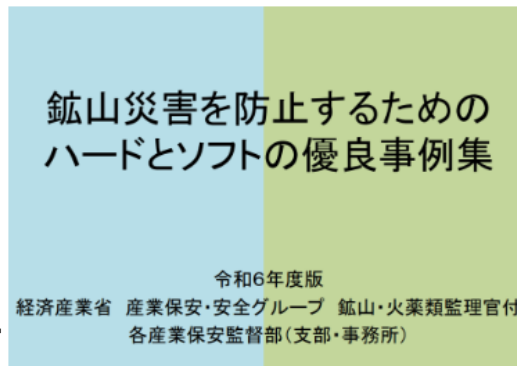
鉱山保安に関する情報提供について

経済産業省では、鉱山における保安確保措置の立案に生かされるよう、事例集や鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化のための各種資料をホームページで提供しています。

◇保安対策に資する情報・事例◇

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/hoan-zirei.html

○鉱山災害を防止するためのハードとソフトの優良事例集
鉱山災害の原因はヒューマンエラーによるものが多く災害を防止するための対策はハード面だけでなくソフト面も重要です。この事例集は、保安検査等の機会を通じて、各鉱山の現場で働く労働者の方々が創意工夫して取り組んだ災害防止対策の事例を取りまとめたものです。平成25年度に作成以来、毎年度、全国の鉱山に御協力いただき事例を追加改訂し公表しています。



鉱山保安に関する情報提供について

○鉱山における無人航空機（ドローン）活用に関する手引き

鉱山におけるドローンの安全かつ適切な活用を促進することを目的とした手引書です。ドローン活用時の留意事項や活用事例等について紹介しています。



○粉じんに関する作業環境改善事例集

粉じんに関する作業環境改善事例集については、鉱山における粉じん対策をまとめたものであり、当該事例の中には管理区分の改善につながった事例も多数掲載されております。



鉱山保安に関する情報提供について

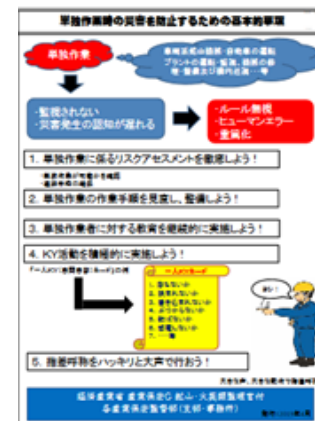
○発生頻度が高い災害の防止対策

発生頻度が高い墜落、運搬装置（BC）、発破（飛石）災害の防止のためのパンフレットです。
チェックポイントが付属されており確認が容易です。



○単独作業時の災害を防止するための基本的事項

災害が重篤化する傾向にある単独作業時の災害を未然に防止するための、基本的事項と保安確保対応事例をセットにしたパンフレットです。



鉱山保安に関する情報提供について

○非定常作業時の災害を防止するための基本的事項

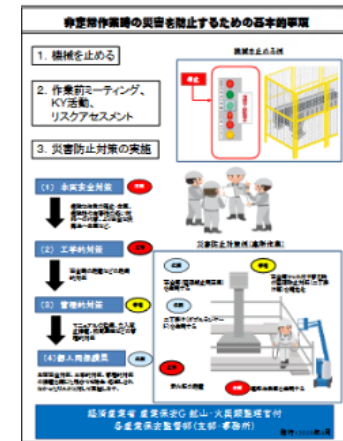
災害の発生しやすい非定常作業時の災害を未然に防止するための、基本的事項と保安確保対応事例をセットにしたパンフレットです。

◇鉱業保安マネジメントシステムに関する支援ツール◇

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/manejimento.html

○鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化のためのガイドブック

鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化のためのガイドブックについては、中小零細規模鉱山向けを念頭に、鉱山保安マネジメントシステム構築の流れを理解してもらうことを第一目的として作成したものをより分かりやすく見直しています。



鉱山保安に関する情報提供について

○リスクアセスメント事例集 50選

「鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化のためのガイドブック」との関連を持たせながら、過去の災害事例を元に、発生頻度の高い事故の型別に整理し、リスクアセスメント事例などを具体的に示すことにより、現場で活用しやすいツールとなるよう作成したものです。



この他にも資料があります。是非御活用下さい。

[鉱業労働災害防止に関する施策ツール](#)（経済産業省HPリンク）

！

調べて適切に処分！

低濃度PCB廃棄物

倉庫や古い電気機器に低濃度PCBが潜んでいるかもしれません。
PCB廃棄物は処分期限までに処分が必要です。

いますぐ調査をお願いいたします。

＼ 低濃度PCB廃棄物の例 /

変圧器

コンデンサー

低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください！

お急ぎ
ください！

低濃度PCB廃棄物の処分期限

令和9年(2027年) 3月31日まで

PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都 道 府 県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5192
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9584
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2236
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	県民生活環境部	廃棄物規制課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	資源循環推進課	028-623-3098
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4151
新潟県	環境局	資源循環推進課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	生活環境部	資源循環推進課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	環境・エネルギー部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7165
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境局	資源循環推進課廃棄物監視指導室	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	府民環境部	循環型社会推進課	075-414-4717
大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	水循環・森林・景観環境部	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-5261
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	危機管理環境部	環境指導課	088-621-2266
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3229
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課	095-895-2375
熊本県	環境生活部環境局	循環社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	循環社会推進課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-718-1086
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	事業ごみ減量課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713
山形市	環境部	廃棄物指導課	023-641-1212 (内線870)
郡山市	環境部	3 R推進課	024-924-3171
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
福島市	環境部	廃棄物対策課	024-529-5266
水戸市	生活環境部	廃棄物対策課	029-291-6917
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5840
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-1725
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0387
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中部を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧古城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中部、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室） 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-6457-9096 FAX 03-3593-8264

■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所	資源循環課	011-299-3738	中国四国地方環境事務所	資源循環課	086-223-1584
東北地方環境事務所	資源循環課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所・四国事務所	資源循環課	087-811-7240
関東地方環境事務所	資源循環課	048-600-0814	九州地方環境事務所	資源循環課	096-322-2410
中部地方環境事務所	資源循環課	052-955-2132	九州地方環境事務所	資源循環課 福岡事務所	092-437-8851
近畿地方環境事務所	資源循環課	06-6881-6502			

 環境省

今すぐ
チェック!

探しています!こんな電気機器!!

製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBに汚染されている可能性があります。処分期限までに適切な処分が必要です。

自家用電気工作物

電気事業法では、該当する12種類の電気工作物(変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル)を告示で定めています。以下にOFケーブルを除く電気工作物の外観の例を示します。



変圧器



電力用コンデンサー



計器用変成器



リアクトル



放電コイル



電圧調整器



整流器



開閉器



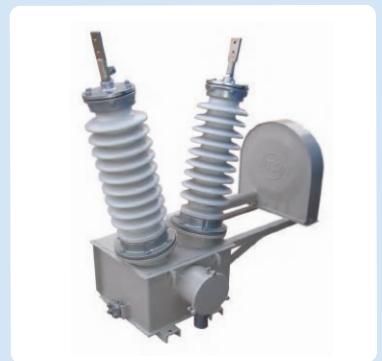
遮断器



中性点抵抗器



避雷器
(サージアブソーバー)



非自家用電気工作物 (低圧コンデンサー)

電気事業法の自家用電気工作物に該当しないいわゆる「非自家用電気工作物」には、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200~600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。



X線発生装置



X線検査装置



電気溶接機



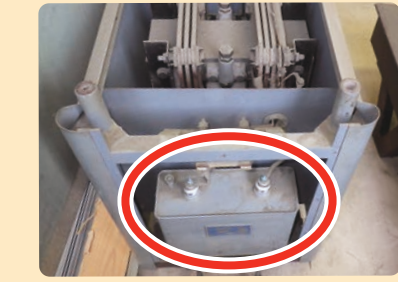
電気溶接機



電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



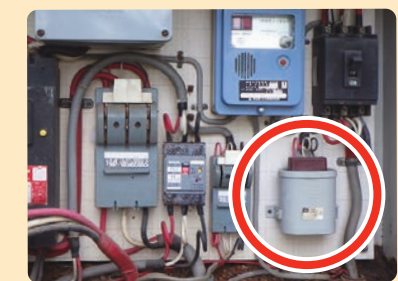
電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



電気溶接機の内部に取り付けられた
低圧コンデンサー



低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



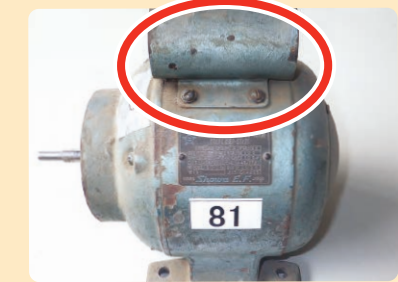
配電盤に設置された
低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された
廃コンデンサー



単相モーターに取り付けられた
低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付けられた
低圧コンデンサー



可変周波数電源装置に
取り付けられた低圧コンデンサー

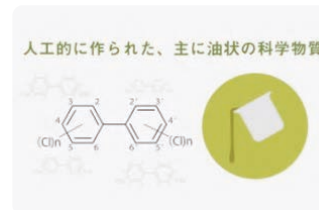


PCBに汚染された電気機器の危険性

PCBってなに？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称です。

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。





POINT! 国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があります。身近な電気機器や汚泥などがPCB汚染されていないか、調査することが求められています。

低濃度PCB廃棄物とは？

平成初期に製造された古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。

POINT!

「絶縁油」といっても、油そのものだけでなく、その油を染み込ませた「紙」であったりと、その形状はさまざまです。



PCB汚染の可能性がある電気機器

PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低压コンデンサーがあります。



- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低压コンデンサー

低濃度PCB廃棄物は
令和9年(2027年)3月31日
までに処分しなければなりません。

施設内の古い電気設備や倉庫等を総点検し、
該当電気機器がないか確認してください。

判別方法

出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油してPCB濃度を測定してください。



変圧器等(絶縁油採取可能機器)

…平成5年(1993年)以前

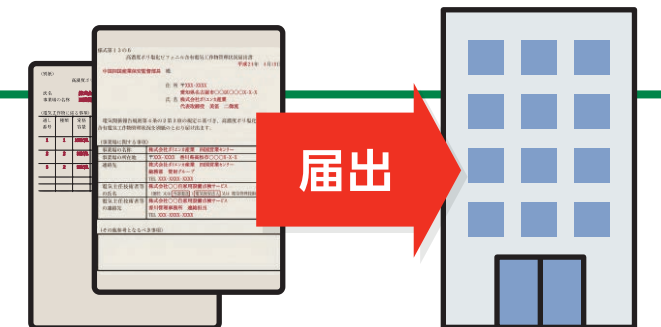


コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)

…平成2年(1990年)以前

届出

将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。
なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省 産業保安監督部に届出をしてください。



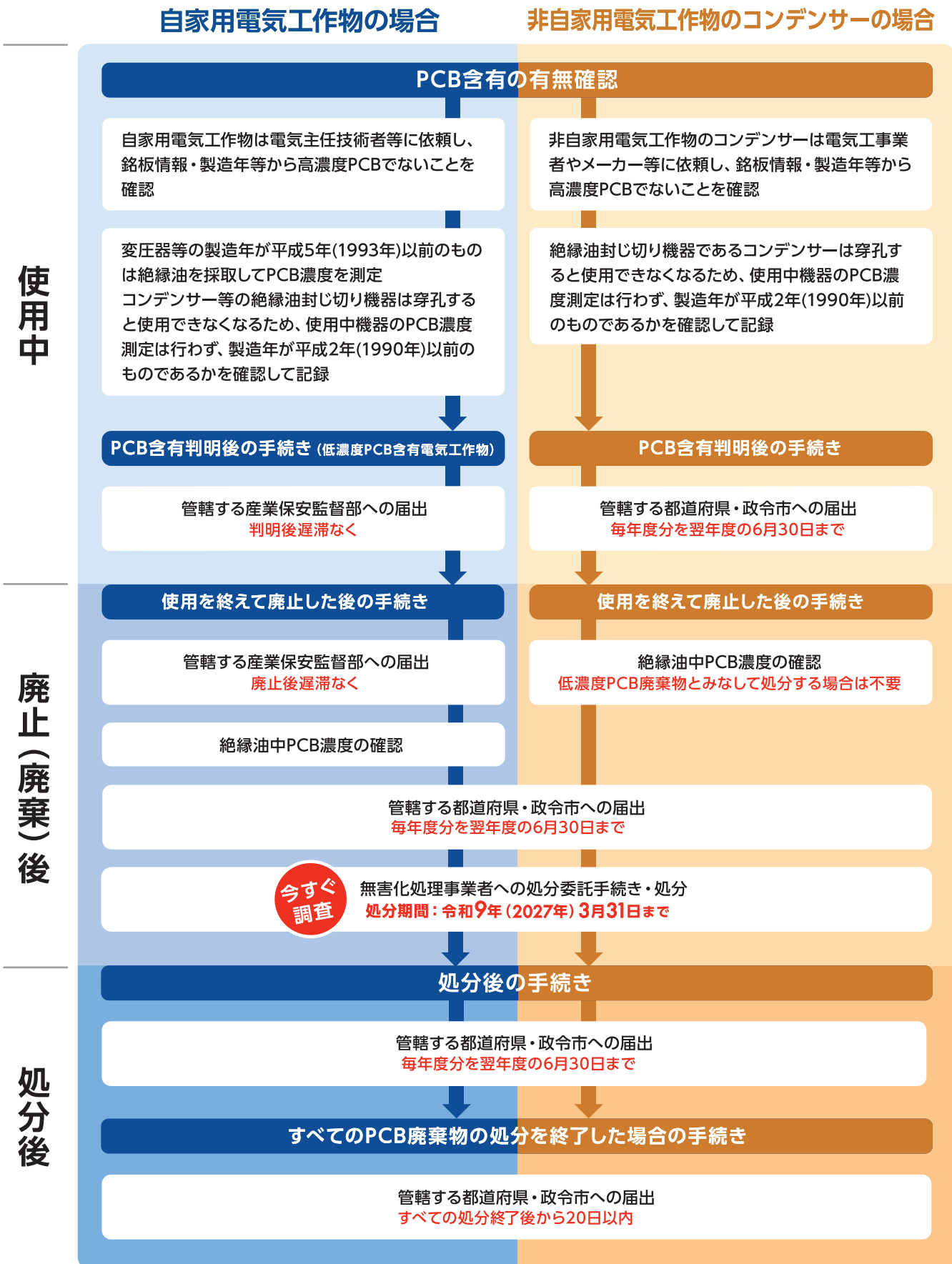
PCBによる健康被害

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となったのは、昭和43年(1968年)のカネミ油症事件です。食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し健康被害を発生させました。カネミ油症は昭和43年10月に西日本を中心として広域にわたって発生したライスオイル(米ぬか油)による食中毒事件で、症状としては吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多岐に渡ります。



低濃度PCB廃棄物等の調査から処分までの手順



調査方法

自家用電気工作物

- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、6,600V以上の電気を工場やビル等の事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するために100Vから200V等の低圧に変換する機器です。
- 高圧受電設備は通常、**キュービクル**と呼ばれる金属箱の中に**変圧器、遮断器、コンデンサー等**とともに設置されています。
- 使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、**必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し**、定期点検などの機会をとらえて調査するようにしてください。

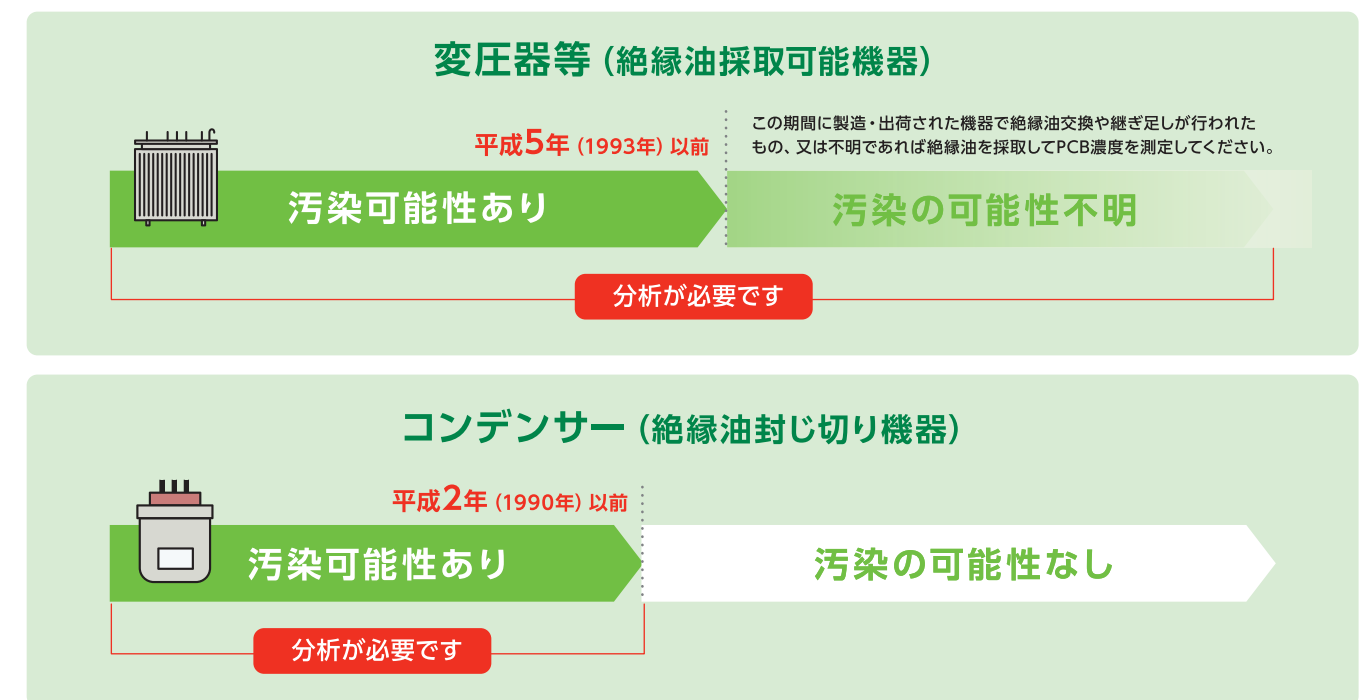


非自家用電気工作物 (低圧コンデンサー)

- 低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。



低濃度PCB該当性判断方法

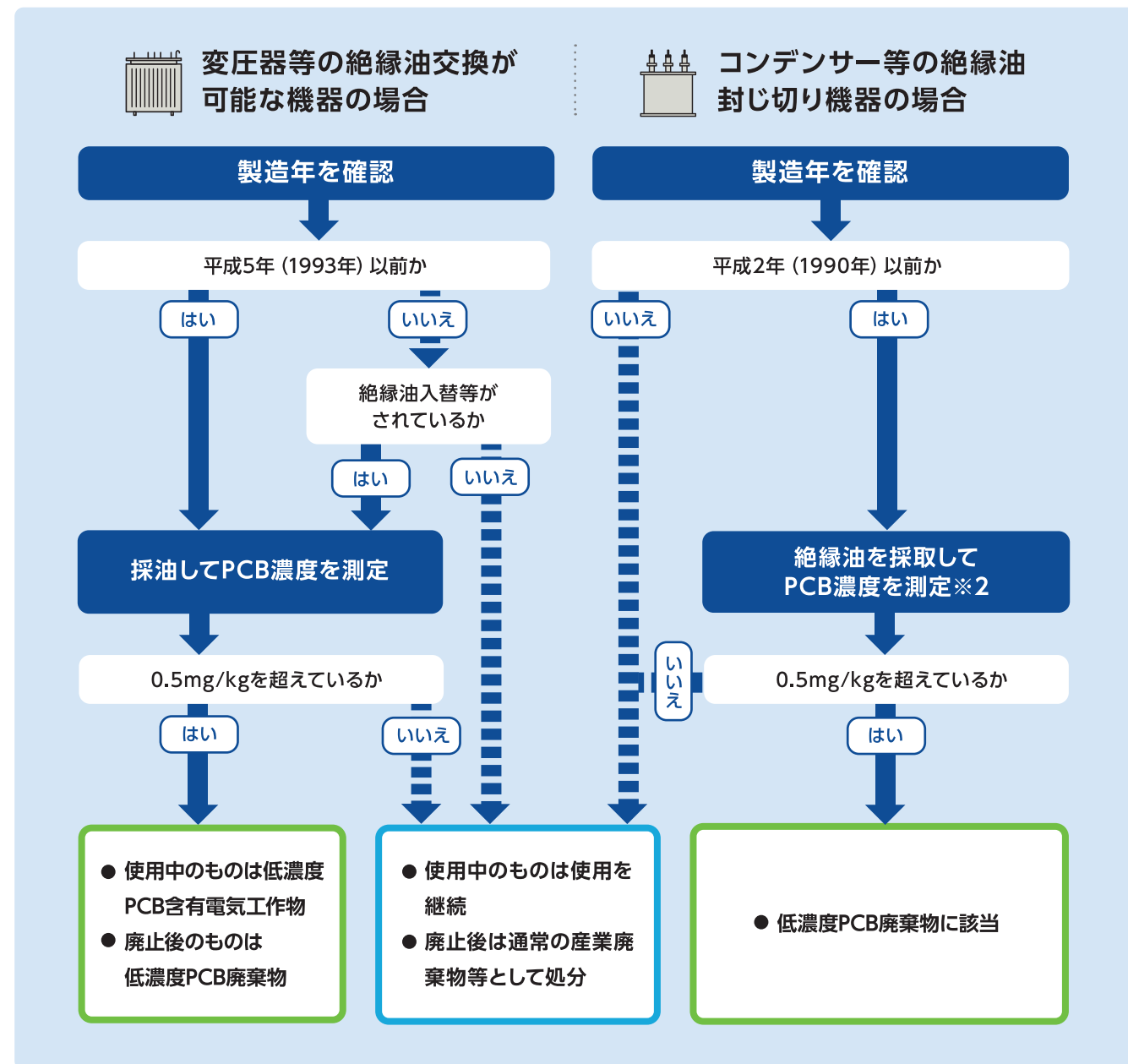


調査手順

自家用電気工作物

- 1 高圧受電設備の設備台帳に記載された電気機器と現物を照合しながら、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年等について記載漏れや誤記がないか確認する。
- 2 配電図をたどり、受電設備内の機器以外に電力用コンデンサーやリアクトル、遮断器等が設置されていないか確認する（※1）。
- 3 台帳に記されていないものがあれば、銘板情報を確認して、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年を記載する。

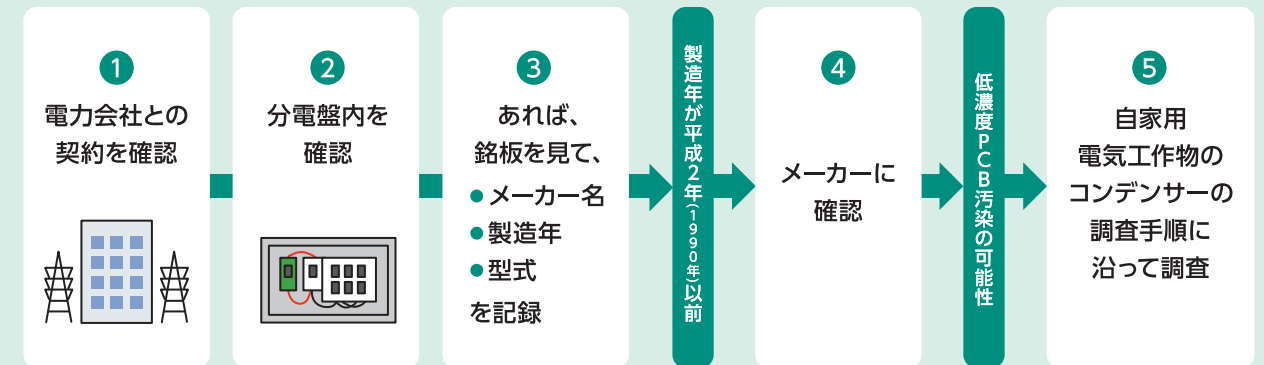
※1 使用中の電気機器の確認では感電のおそれがあるため必ず停電してから実施すること。



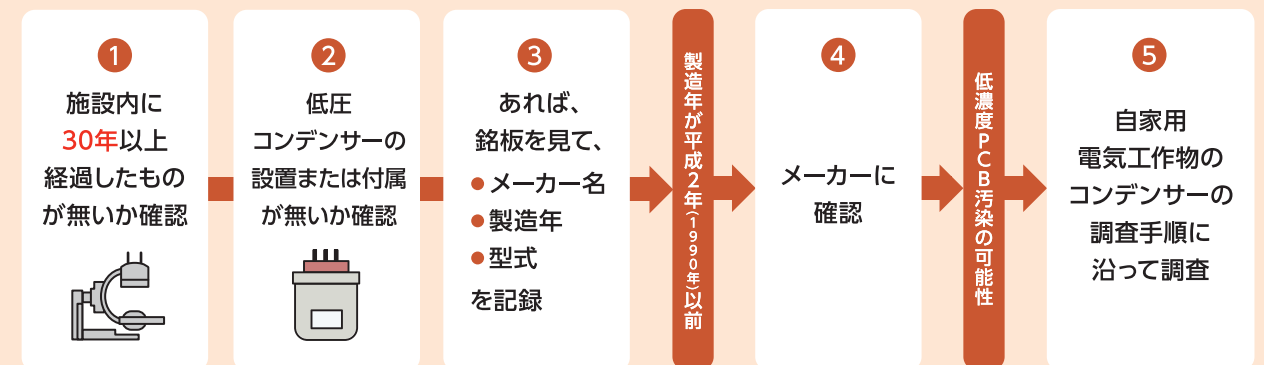
※2 使用中のものについては、PCB汚染の疑いありとして記録し、廃止後に分析を実施してください。もしくは低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能ですが、その場合も届出は必要です。

非自家用電気工作物（低圧コンデンサーの場合）

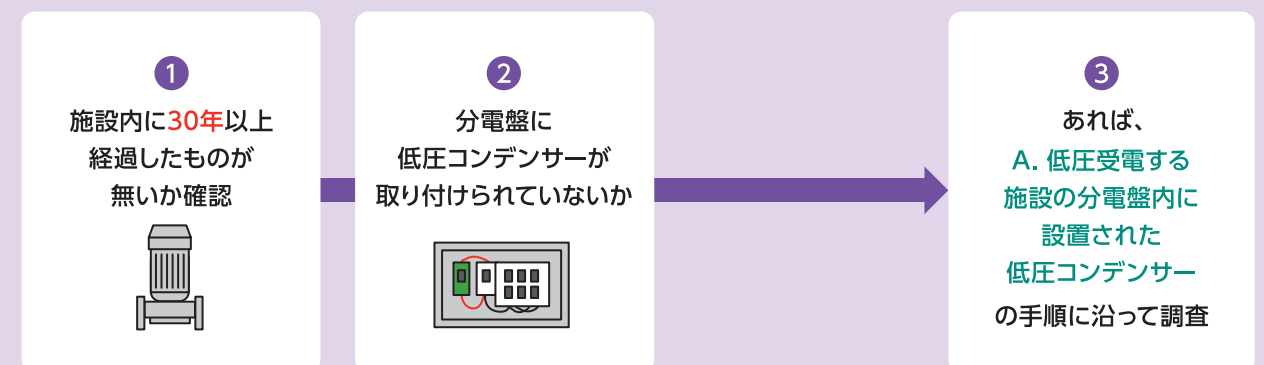
A. 低圧受電する施設の分電盤内に設置された低圧コンデンサー



B. X線装置、電気溶接機、昇降機等に組み込まれた低圧コンデンサー



C. 揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー

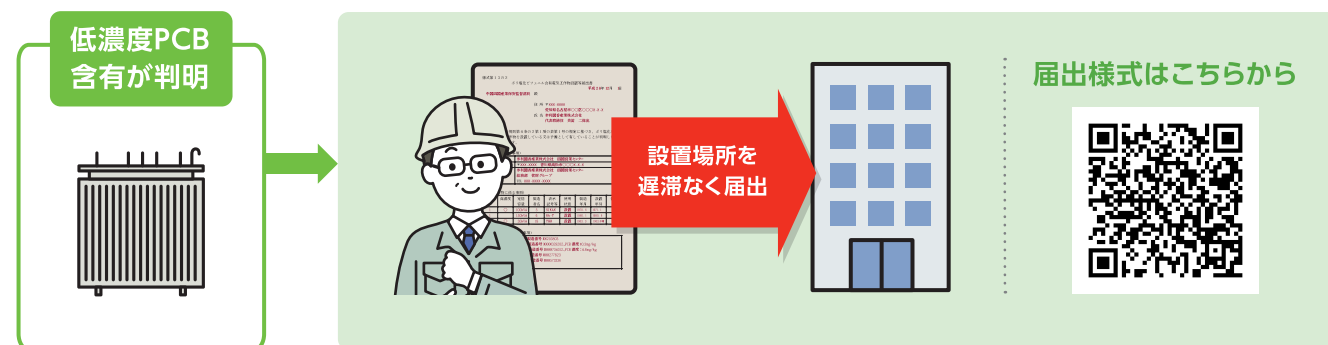


調査後の手続き

1.必要な届出

(1) 使用中の電気機器の場合

- 使用中の電気機器が低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従い、電気機器を設置している場所を管轄する産業保安監督部に遅滞なく届出をすることが必要です。**
- 設置者の氏名や住所の変更、事業場の名称、所在地の変更時、廃止時、事故等が発生した場合も同様に届出が必要です。
- 使用中の非自家用電気工作物についても、分析によりPCBを含有することが判明した場合や、使用を終えて廃止した後に低濃度PCB廃棄物とみなして無害化处理することが予定されている場合は、すみやかに以下の(2)の届出をしてください。



(2) 保管中・廃棄物の場合

- 使用を終えて廃止した低濃度PCB含有電気工作物は、低濃度PCB廃棄物になります。**廃棄物処理法の保管基準に準じて適正に保管し、年度末までに発生したもの（保管中のものも含む）及び処分したものの状況を、翌年度の6月末までに保管場所を管轄する自治体（都道府県又は政令市）に届出をすることが必要です。**



POINT! PCBの含有が判明した以降の届出方法は、自家用電気工作物と非自家用電気工作物で異なります。ご注意ください。

適正処理の方法

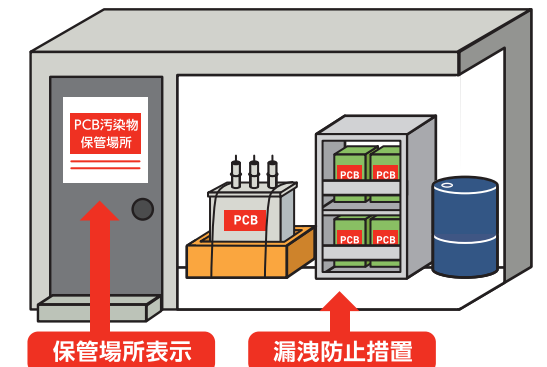
2.適正処理

(1) 保管

低濃度PCB廃棄物は以下の廃棄物処理法施行規則第8条の13で規定する保管基準に従って処分するまで適正に保管する必要があります。

- 周囲に囲いがあること
- 見やすい箇所に掲示板を設けること
- 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- 他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- 管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

※PCB廃棄物専用の屋内保管が望ましい



(2) 収集運搬の委託

無害化处理施設への運搬は都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託して行います。なお、無害化处理認定事業者には収集運搬と処分を同時に行うところもあります。

(3) 無害化处理事業者への処理委託

低濃度PCB廃棄物は環境大臣の認定を受けた無害化处理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理します。無害化处理を行う事業者は右記のサイトで紹介されています。

無害化处理事業者によっては低濃度PCB廃棄物のうち廃電気機器の処理ができないところもあるのでご注意ください。

無害化处理を行う事業者



今すぐ調査

低濃度PCB廃棄物の処分期間：

令和9年(2027年)3月31日まで

PCB特措法に関するお問い合わせ先は
環境省ウェブサイトからご確認ください。

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



ポリ塩化ビフェニル (PCB)
早期処理情報サイト



長期無災害記録証の交付について

- ・ 当部では、鉱業権者及び鉱山労働者の保安意識の高揚を図り、自主保安への取組をより推進することを目的として、長期にわたり無災害を達成した鉱山に対し、長期無災害記録証を交付しています。
- ・ 平成22年7月に交付基準を作成し御案内して以来、現在までに次のとおり申請をいただき記録証の交付を行いました。

平成22年度	空知新炭鉱	150万時間	令和3年度	空知新炭鉱	300万時間
	北菱美唄炭鉱	100万時間	令和6年度	新士別鉱山	100万時間
	北見石灰鉱山	50万時間		北菱美唄炭鉱	200万時間
	東鹿越鉱山	50万時間			
平成25年度	空知新炭鉱	200万時間			
令和2年度	峯朗鉱山	300万時間			

長期無災害記録証の交付について

- 申請の対象となる無災害実稼働時間の基準は次のとおりです。

100人以上の鉱山労働者を使用する鉱山	100万時間の整数倍単位
100人未満の鉱山労働者を使用する鉱山	50万時間の整数倍単位
- 貴鉱山の保安意識の高揚、自主保安への取組みの促進の一助として御活用ください。

長期無災害記録証の交付について

平成22-07-12北産保第1号
平成22年7月26日

長期無災害記録証交付基準（内規）

北海道産業保安監督部長

長期間無災害である北海道産業保安監督部管内の鉱山に対して、鉱業権者及び鉱山労働者の保安意識の高揚を図り、自主保安への取組みをより促進することを目的に、長期無災害記録証を交付することとし、その基準を次のとおり定める。

1. 交付対象について

長期無災害記録証（以下「記録証」という。）の交付については、後記2に規定する無災害実稼働時間の基準に達した鉱山を対象とし、鉱業権者又は鉱業代理人からの申請により行うものとする。

2. 無災害実稼働時間について

記録証に記載する無災害実稼働時間の基準は、鉱山の規模により次のとおりとする。

(1) 100人以上の鉱山労働者を使用する鉱山については、100万時間の整数倍

(2) 100人未満の鉱山労働者を使用する鉱山については、50万時間の整数倍

なお、「災害」とは、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第46条第2項に定める「災害の発生及び罹災の状況」に係わる報告（以下「災害月報」という。）で損失日数を計上したものをいい、「無災害実稼働時間」とは、直近の災害が発生した日の翌日から起算した各鉱山労働者の延べ稼働時間の総和をいう。

3. 申請について

長期無災害記録証交付申請に当たっては、様式1のとおりとする。

4. 審査について

申請内容の審査に当たっては、災害月報によるものとする。

なお、災害月報に記載すべき事由であって、罹災者を伴わない災害若しくは事故が発生した場合又は災害が発生した場合は、発生してから1年間は記録証の交付を行わないこととする。

5. 交付について

記録証の交付は、郵送又は産業保安監督部長の手交により行う。また、記録証は様式2により行うこととする。

様式1

長期無災害記録証交付申請書

ふりがな 鉱山名	
ふりがな 鉱業権者名	
ふりがな 鉱業代理人名	
達成稼働延 時間数	万時間
達成期間	自 年 月 日 年 月 日間 至 年 月 日
前回の交付	1. 交付の時期 年 月 2. 交付の内容 稼働延 万時間達成
起算となる 災害の状況	1. 災害発生年月日 年 月 日 2. 災害の種類 3. り災者数 人 (死亡 重傷 軽傷)

年 月 日

北海道産業保安監督部長 殿

鉱業権者又は鉱業代理人名

(参考)

無災害記録集計表

集計表1		鉱山名
年	年間稼働延時間（時間）	年間稼働延時間累計（時間）

集計表 2		年		
月	月末鉱山労働者 (人)	稼働延人員 (人)	稼働延時間 (時間)	稼働延時間累計 (時間)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

集計表2は、1年毎作成

ホームページ掲載先URL

https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/kozan_hoan/about/no_accident.html

保安図の提出について

- 毎年6月末現在の保安図の複本を **8 月末日までに提出が必要**です。
(正本は鉱業事務所で管理)
- 昨年までに提出された保安図から変更がない場合は、その旨を、保安ネット又はメール(bzl-hokkaido-kozan@meti.go.jp)で申し出ることで提出が不要となります。

申し出た事実が必要です！

- 保安図の作成にあたっての注意事項（使用する記号、必要な図面種類、表記しなければならない物件等が適切に表示される縮尺）については、鉱山保安法施行規則第47条第2項で 1号から15号 まで細かく規定されておりますので、間違いの無いようにお願いします。
- 期限までの提出や申し出について、お忘れの無いようにお願いいたします。

鉱山保安法（抄）

鉱山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号）

（保安図）

第四十二条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その**複本を産業保安監督部長に提出**しなければならない。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は**第四十二条の規定に違反した者**

鉱山保安法施行規則（平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十六号）

（保安図）

第四十七条 鉱業権者は、法第四十二条の規定に基づき作成した保安図の複本を、毎年六月末日現在のものを毎年八月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

次ページ参照

鉱山保安法施行規則第47条第2項

第四十七条第二項 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあつては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 四 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 五 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。
- 六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
- 八 石油坑（略）

鉱山保安法施行規則第47条第2項

第四十七条第2項 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

九 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。

十 石炭鉱山の坑外においては、露天掘採場、選炭場、捨石又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、ガス誘導施設その他保安上必要な事項を記載すること。

十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。

十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。

十三 核原料物質鉱山（略）

十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。

参考資料 2

令和 7 年度北海道産業保安監督部（鉱山関係）行事予定

令和 7 年 3 月
北海道産業保安監督部

期	月	行 事	場 所	担当課
第 1 ・ 四 半 期	4	・ 令和 8 年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 概算要求事業者ヒアリング(4/下旬～5/中旬)	庁舎内会議室	鉱害防止課
	5	・ 令和 7 年度保安統括者会議 (5/8)	庁舎内会議室	鉱山保安課
	6	・ 令和 7 年度北海道地方鉱山保安表彰(6/中旬)	検討中	鉱山保安課
第 2 ・ 四 半 期	7	・ 全国鉱山保安週間(7/1～7) ・ 令和 7 年度保安懇談会(7/下旬)	各鉱山 庁舎内会議室	鉱山保安課 鉱山保安課
	8			
	9			
第 3 ・ 四 半 期	10	・ 全国鉱山保安表彰式(未定) ・ 保安管理マスター制度法令講習(10/下旬)	東京 札幌	鉱山保安課 鉱山保安課
	11			
	12			
第 4 ・ 四 半 期	1	・ 令和 8 年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 実施計画事業者ヒアリング(未定) ・ 北海道環境審議会水環境部会 (第 1 回)	庁舎内会議室 札幌	鉱害防止課 鉱害防止課
	2	・ 中央鉱山保安協議会 (未定) ・ 北海道環境審議会水環境部会 (第 2 回)	東京 札幌	本省 鉱害防止課
	3	・ 令和 8 年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 実施計画本省ヒアリング(未定) ・ 北海道地方鉱山保安協議会(未定)	東京 庁舎内会議室	本省 鉱山保安課

災害発生時等の報告に関する事項について

令和 7 年 4 月 2 5 日
北海道産業保安監督部

産業保安監督部長が、鉱山保安の監督上必要があると認め、鉱業権者その他関係者から必要な報告を求める事項、並びに鉱山保安法（以下「法」という。）第 4 1 条の規定に基づく鉱山保安法施行規則（以下「施行規則」という。）第 4 5 条及び第 4 6 条第 1 項で規定する報告の留意事項を整理しましたので、以下により対応して下さい。

1. 産業保安監督部長が、鉱山保安の監督上必要があると認め、鉱業権者その他関係者から必要な報告を求める事項については、次のとおり定めます。

なお、本件報告があった場合は、今後の監督指導に活用するほか、必要に応じて保安検査を実施します。

- (1) 大規模等地震発生時

- ①大規模地震発生時

- 1) 大規模地震(最大震度 5 弱以上の地震をいう。以下同じ。)が発生した場合は、震度 5 弱以上の地域の鉱山(「震度 5 弱以上の鉱山」という。以下同じ。)は、被害の有無及び被害情報を早急に報告してください。

- 2) 原則として発生後 1 時間以内に、把握した情報について報告してください。

- ②最大震度 4 以下の地震発生時

- 1) 震度 4 以下の地域の鉱山は、被害が発生した場合は早急に報告してください。

- 2) 原則として発生後 1 時間以内に、把握した情報について報告してください。

- ③上記①、②にかかわらず、大規模地震発生時に監督部が状況確認をする必要があると判断している鉱山は、被害の有無（被害がない場合はその旨）及び被害状況を早急に監督部に報告して下さい。

- ④報告における注意事項

鉱山が地震発生時に留意すべき事項。

- 1) 地震発生後は、地表陥没及び斜面崩壊等の発生、並びに余震発生のおそれがあるため、二次災害に十分注意して状況確認を行う。

- 2) 夜間に地震が発生した場合等、状況確認に危険が伴うことが予想される場合は、夜明けを待つ等、安全が確保された時点で状況確認を行い監督部に報告する（被害状況の確認よりも、二次災害の発生防止を優先することを徹底）。

- 3) 地震発生時において、震度 4 以下の地域の鉱山は、被害が発生したときには速やかに監督部に報告する。
- 4) 主要な鉱山施設の健全性のみならず、坑廃水処理施設等の運転に影響のある自家用発電設備（常用及び非常用）、薬剤や燃料の貯蔵設備等の関連設備についても被害状況を確認する。
- 5) 報告は、状況に応じて、可能な通信手段を用い、確実に情報の伝達を図る。特に、休日、夜間、並びに季節操業の休業中など、現場不在時における監督部との確実な相互連絡手段を確保しておく。
- 6) 復旧に際しては、病院・交通への配慮等、人命優先の対応を心がけるとともに、二次災害の発生防止及び早期復旧に努める。

- (2) 法第 4 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく報告に該当しない、危害・鉱害の事象であって、警察、消防、市町村等関係機関又はマスコミが動いている等社会的影響が大きい場合は、災害、事故その他の状況を発生後速やかに報告してください。
- (3) 法第 4 1 条第 2 項の規定に基づく施行規則第 4 6 条第 2 項第 1 号で規定されている「災害月報(様式第八)」の各事由事項について、その状況を発生後速やかに報告してください。

2. 報告に当たって留意すべき事項

- (1) 法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく施行規則第 4 5 条第 1 項各号に該当する災害
 - ①報告は罹災者救出等必要な措置を最優先とするが、災害の発生を知り得てから、1 時間以内に行う。
 - ②災害により、罹災者の救出、救護及び消火が必要な場合等には消防署等関係機関に対し直ちに要請を行う等救護活動を優先する。
 - ③施行規則第 4 5 条第 1 項各号の規定に基づく負傷者の休業見込みに係る取り扱いについては、後記「3. 負傷者の休業見込みに係る取り扱いについて」による。
- (2) 法第 4 1 条第 2 項の規定に基づく施行規則第 4 6 条第 1 項第 2 号から第 2 4 号に該当する災害・事故等
 - ①施行規則第 4 6 条第 1 項第 2 号から第 2 4 号に該当する場合も含め災害、事故、鉱害等の概要、罹災者数、罹災程度等が不明な場合であっても、異常（集中監視装置の異常警報、圧風の察知、火・煙の発見等）を察知した時点でその旨報告する。
 - ②報告時期の「速やかに」とは、「できるだけはやく」という意味である。
 - ③災害が発生した当初の負傷者に対する医師の初診が 2 日以下の場合であっても、災害の影響により 3 日目を休業した場合は、速やかに報告する。

④施行規則第46条第1項2号の規定に基づく負傷者の休業見込みに係る取り扱いについては、後記「3. 負傷者の休業見込みに係る取り扱いについて」による。

3. 負傷者の休業見込みに係る取り扱いについて

(1) 休業見込み期間の判断は、罹災者を診断した医師の診断結果をもとに判断する。

(2) 休業見込みの判断が、医師による初診で3日以上もしくは4週間以上の休業見込み期間をどうしても明示し難い場合には当部に報告の上指示を受ける。

本件は、平成22年4月27日付け、平成22・04・26北産保第31号で管内鉾山へ周知しているものです。

鉱山保安法（昭和二十四年五月十六日法律第七十号）（抄）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

（報告）

第四十一条 鉱業権者は、重大な災害として経済産業省令で定めるものが発生したときは、経済産業省令の定めるところにより、直ちに、災害の状況その他の経済産業省令で定める事項を産業保安監督部長に報告しなければならない。

2 鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令の定めるところにより、災害その他の保安に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は第四十二条の規定に違反した者
- 二 第十三条第一項、第十五条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十二條第四項（第二十三条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十四条第一項、第十六条又は第十八条第一項から第三項までの規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第四十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第四十四条第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを提示しなかつた者
- 六 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

鉱山保安法施行規則（平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十六号）

最終改正：平成三十年六月一五日経済産業省令第三四号

（報告）

第四十五条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める重大な災害は、次に掲げるものとする。

- 一 死者又は四週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害
- 二 三日以上の休業見込みの負傷者が同時に五人以上生じた災害

2 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、災害の状況とする。

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時 期	項 目
一 第四十五条第一項各号の災害が発生したとき	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
二 三日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害（第四十五条第一項各号の災害を除く。）が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
三 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から三十	様式第七による

は有害ガスの湧出による災害が発生したとき	日以内	
四 水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から三十日以内	様式第七による
五 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	様式第七による
六 パイプラインに係る災害又は鉱害が発生したとき	災害又は鉱害の発生後速やかに	災害又は鉱害の状況
	災害又は鉱害の発生した日から三十日以内	災害又は鉱害の状況及び講じた措置の詳細
七 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
八 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から三十日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
九 鉱煙発生施設から第二十条第二号又は第三号の基準に適合しない鉱煙を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
九の二 水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第十六条の二第三号の再測定（以下この号において「再測定」という。）の実施後速やかに	排出の状況
	再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の二第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十 揮発性有機化合物排出施設から第二十条の三第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十一 ダイオキシン類発生施設から第二十二条第二号の排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細

十二 粉じん（石綿粉じんを含む。以下同じ。）を発生し若しくは飛散する施設又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害を発生したとき	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	鉱害の発生した日から三十日以内	鉱害の状況及び講じた措置の詳細
十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第九号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下への浸透により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった後速やかに	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況
	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった日から三十日以内	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況及び講じた措置の詳細
十四 海洋施設から第二十四条第四号に規定する基準に適合しない油若しくは第五号に規定する有害液体物質若しくはこれらを含む混合物を大量に排出し、又は排出するおそれがあるとき	排出又は排出のおそれがあった後速やかに	排出又はそのおそれの状況
	排出の発生した日又は排出のおそれがあった日から三十日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十五 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	鉱害の発生した日から三十日以内	鉱害の状況及び講じた措置の詳細
十六 騒音発生施設を設置する鉱山において、騒音規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない騒音を発生したとき	騒音発生後速やかに	騒音発生の状況
	騒音の発生した日から三十日以内	騒音発生の状況及び講じた措置の詳細
十七 振動発生施設を設置する鉱山において、振動規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない振動を発生したとき	振動発生後速やかに	振動発生の状況
	振動の発生した日から三十日以内	振動発生の状況及び講じた措置の詳細
十八 掘削バージ、湖沼等における掘採施設又は海洋掘採施設が船舶	衝突後速やかに	衝突の状況
	衝突の発生した日から三十	衝突の状況及び講じた措

類又は障害物と衝突したとき	日以内	置の詳細
十九 台風の接近等により危険な事態が生ずるおそれのため、掘削バ ージ又は海洋掘採施設から避難の ために退去したとき	退去後速やかに	退去の状況
二十 海底、河底又は湖沼底の地下 の坑内において、湧水に異常があ ったとき	異常発見後速やかに	異常の状況
	異常の発生した日から三十 日以内	異常の状況及び講じた措 置の詳細
二十一 核原料物質又は核燃料物質 の盗取又は所在不明が生じたとき	盗取又は所在不明となった 後速やかに	盗取又は所在不明の状況
	盗取又は所在不明となった 日から十日以内	盗取又は所在不明の状況 及び処置の詳細
二十二 核原料物質鉱山において、 製錬施設の故障（製錬施設の使用 に及ぼす支障が軽微なものを除 く。）があったとき	故障発生後速やかに	故障の状況
	故障が発生した日から十日 以内	故障の状況及び処置の詳 細
二十三 核燃料物質又は核燃料物質 によって汚染された物が異常に漏 えいしたとき	漏えい後速やかに	漏えいの状況
	漏えいが発生した日から十 日以内	漏えいの状況及び処置の 詳細
二十四 前三号に掲げるもののほ か、放射線障害が発生し、又は発生 するおそれがあるとき	放射線障害の発生又は発生 のおそれがあった後速やか に	放射線障害又はそのおそ れの状況
	放射線障害が発生した日又 は発生のおそれがあった日 から十日以内	放射線障害の状況及び処 置の詳細

2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

(表略)

災害急報等連絡先電話番号

(釧路管内石炭鉱山用)

急報の当部への報告先について、**令和7年4月1日以降**の災害急報等連絡先電話番号は以下のとおりとさせていただきますのでお間違いの無いよう対応願います。

・ 災害急報等連絡先

1. 勤務時間内（平日8：30～17：15）

(1) 災害、事故

釧路産業保安監督署 電話 0154-23-3210

釧路監督署メールアドレス bz1-hokkaido-kushiro@meti.go.jp

(2) 鉱害

釧路産業保安監督署 電話 0154-23-3210

釧路監督署メールアドレス bz1-hokkaido-kushiro@meti.go.jp

2. 勤務時間外（夜間及び土日祝休日等）

(1) 災害、事故

順位 1	釧路監督署長	(携帯電話) 080-5471-7199
2	監督署長補佐	(携帯電話) 080-5471-7200
3	鉱山保安課長	(携帯電話) 080-5471-7196
4	鉱害防止課長	(携帯電話) 080-5471-7197

(2) 鉱害

順位 1	釧路監督署長	(携帯電話) 080-5471-7199
2	監督署長補佐	(携帯電話) 080-5471-7200
3	鉱害防止課長	(携帯電話) 080-5471-7197
4	鉱山保安課長	(携帯電話) 080-5471-7196